

吉賀町告示第192号

平成30年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月17日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成30年9月7日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○10月1日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年 9 月 7 日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年 9 月 7 日 午前 9 時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第4号 消費税率10％への増税中止を求める意見書（案）
- 日程第6 認定第1号 平成29年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成29年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第61号 吉賀町土地開発公社の解散について
- 日程第17 議案第62号 吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第64号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第65号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第66号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第67号 吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第68号 吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第69号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第70号 吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第71号 吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第72号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第73号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第74号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第75号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第76号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第77号 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第78号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第79号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第80号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第81号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第82号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第83号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第84号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第40 同意第15号 吉賀町功労表彰者の選定同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第4号 消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）
- 日程第6 認定第1号 平成29年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認

定について

- 日程第10 認定第5号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成29年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第61号 吉賀町土地開発公社の解散について
- 日程第17 議案第62号 吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第64号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第65号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第66号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第67号 吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第68号 吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第69号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第70号 吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第71号 吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第72号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第73号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第74号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第75号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第76号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第77号 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第78号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第79号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第80号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第81号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第37 議案第82号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第83号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第84号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第40 同意第15号 吉賀町功労表彰者の選定同意について

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前9時10分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第3回吉賀町議会定例会を開会します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、10 番、庭田議員、11 番、藤升議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。6 番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。議会運営委員長です。

去る 8 月 31 日、議会運営委員会を開催いたしまして、第 3 回吉賀町議会定例会は、本日 9 月 7 日より 10 月 1 日までの 25 日間と決定いたしましたということを報告いたします。

○議長（安永 友行君） それではお諮りをします。

本定例会の会期は、ただいま委員長の報告のとおり、10 月 1 日までの 25 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から 10 月 1 日までの 25 日間と決定をしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第 4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第 4、行政報告を行います。なお、挨拶を兼ねていただきます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。

行政報告の前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、「ゆ・ら・ら」についてでございます。

先般開催をさせていただきました全員協議会でも御報告いたしましたように、運営につきましては大変残念な状況となったわけでございます。しかしながら、私はその席上でも申し上げたわ

けてございますが、この施設が吉賀町の看板施設であるということ、それから、一番の誘客施設であって観光施設でもあるということ、そうしたことから、現時点におきましては、まずこの施設を守る、そして今その施設で働いていらっしゃる従業員の皆さんの雇用を守る、この2つをまず念頭に置いて、12月1日以降の運営について引き続き関係者と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。今後、これに係る説明、あるいは予算上程を予定しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本日開会いたします定例会に上程する議案についてでございますが、全部で35件でございます。

内訳といたしましては、平成29年度一般会計及び特別会計に係る決算の認定が9件、財政指標に係る報告が1件、それから土地開発公社の解散に係る案件が1件、それから条例の制定と一部改正が2件、それから指定管理者の指定に係る案件が14件、そして特別会計、一般会計補正予算が7件、最後に町の功労表彰の選定に係る同意案件が1件というような内訳でございます。

この後、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思います。

さて、行政報告、町長の動静報告についてでございます。資料のほうをごらんをいただきたいと思います。

6月の定例会以降でございますが、この3カ月間は皆さん御承知のとおりでございますが、高温、大雨、あるいは台風などで大変な異常気象への対応と、それから、先ほど申し上げました「ゆ・ら・ら」の対応など、大変慌ただしい期間となったわけでございます。

別紙のとおりでございますが、特徴的なところだけ御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、6月8日、6月の定例会、開会をさせていただきました。その直後でございますが6月10日には、島根県の断酒新生会の研修会が柿木でございまして、参加をさせていただきました。

6月11日、それからしばらく飛びまして6月16日の土曜日でございますが、商工会、県の商工会、石西地区の女性部、それから青年部の研修大会が本町で行われまして、それぞれの会場のほうへ出向かせていただいたところでございます。

それから、6月18日は6月定例会の閉会をした最終日でございました。

6月22日、初めての試みでございましたが、鹿足郡土木協会の吉賀支部、こういった集まりがございまして、こちらのほうで業者の皆様といろいろな件について意見交換をさせていただいたところでございます。

6月24日は恒例の吉賀町消防団の操法大会が大野原の運動公園で開かれました。なお、ここで優勝いたしました選手、県大会へ駒を進めたわけでございますが、悪天候の関係で県大会につきましては中止ということになっております。

2ページのところでございます。6月29日でございますが、既に報道されておりますように、郵便局と吉賀町との包括連携協定を締結をさせていただいたということでございます。

7月に入りまして7月1日は、萩石見空港の開港25周年の記念式典が当空港管理事務所のほうで行われまして、参加をさせていただきました。

7月10日は、臨時議会の招集をしたところでございます。

7月13日の金曜日でございます。これも一部新聞で報道されましたが、ことしの秋、福井県で行われます国体へ少年男子のテニスの部で県予選を勝ち抜かれました六日市中学校の岩本晋之介さん、表敬訪問をしていただきましたので、面会をさせていただいたところでございます。

7月17日は、島根県の町村会の定期総会等もろもろの会議が開催をされました。

7月19日には、益田地区の各種期成同盟会がございますが、島根県への要望活動ということで、島根県知事、島根県議会、さらに島根県の土木部長、関係機関のほうへ要望活動をしたところでございます。

7月20日、ヨシワ工業の本社のほうへ、これは御案内のとおり、西日本豪雨で被災をされましたので、関係職員とともにお見舞いの品を持って出向いたところでございます。

3ページに入りまして7月25日でございます。先ほど申し上げました益田地区にあります期成同盟会、中央の要望活動ということで、国土交通省並びに県選出の国会議員の先生のところへ出向いて、いろいろな案件についての要望をさせていただいたところでございます。

7月30日、月曜日でございます。10月の初旬から下旬にかけて2週間開催するということで、予算の議決もいただいております。伊藤博子先生に面会をさせていただきまして、改めてのお願いと具体的な打ち合わせをさせていただいたということでございます。

8月に入りまして8月3日金曜日でございますが、これは既に御報告をさせております。

「ゆ・ら・ら」の案件につきまして、休暇村サービスのほうを訪問させていただいて、当面の回答を手渡したということでございます。

8月5日、今年度第1回目でございますが、蔵木地区の座談会を開催をさせていただきました。

8月6日は、臨時議会の招集でございます。

8月7日、島根県庁のほうへ訪問、これは「ゆ・ら・ら」の件がああした形になりましたので、まず県のそれぞれの部局のほうへ御報告なりお願いをさせていただくということで、政策企画局の隠岐・石見振興にいらっしゃいます松尾顧問、それから総務部長、地域振興部長、さらには商工労働部長、それぞれお会いをしまして、状況の報告をさせていただきました。

8月8日は、島根鹿足土木協会の要望活動、あるいは総会ということで、松江のほうへ出向きまして、知事、県議会、それから土木部長、農林水産部長のほうへ面会をさせていただいたということでございます。

8月14日、お盆でございましたが、注連川の原野のほうで火災がございましたので、そちらのほうへ出動しております。

15日の水曜日は、教育委員会が所管いたします成人式のほうへ出席をさせていただきました。

4ページでございます。お盆明けの8月17日の金曜日でございますが、東京で行われました株式会社地方創生テクノロジーラボ主催によります企業の意見交換会のほう、こちらのほうへ御案内、御招待をいただきまして、吉賀町の紹介をぜひということでございましたので、1時間ばかりパワーポイント等で説明をさせていただいたということでございます。

8月19日の日曜日でございます。恒例の吉賀町消防団の夏期訓練のほうへ出席をさせていただきました。

8月22日、これも既に新聞等で報道されましたが、災害時における協力に関する協定締結式ということで、ゼンリン中四国エリアグループ様、それから町内の宗正建設様、2社と協定の締結をさせていただいたところでございます。

8月25日の土曜日は、午前中は朝倉、午後、七日市、それぞれ地区座談会を開催をさせていただきました。

翌26日は、有飯で行われましたコウヤマキの自然林の観察会のほうへ出席をさせていただいたところでございます。

9月に入りまして、9月2日日曜日、東京の椿山荘のほうで行われました恒例の東京島根県人会のほうへ関係職員と一緒に出席をさせていただきました。今回の県人会は島根県西部、特に石西地区の担当ということでございますので、益田市、津和野町、吉賀町、この3市町が幹事町ということでございましたので、町のPR等もしっかりさせていただいたということでございます。

9月4日は柿木の体育館で行われました少年の主張鹿足郡大会のほうへ出席をさせていただいたということでございます。

以上、雑駁でございますが、動静報告にかえさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第5．発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第4号消費税率10％への増税中止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第4号につきまして、読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

発議第4号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、藤升正夫、消費税率10％への増税中止を

求める意見書（案）上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としましては、国民の生活と中小企業の経営を守り、地域経済の振興を図るためであります。

裏面に意見書（案）を載せております。意見書（案）を読み上げます。

消費税率は平成26年4月に、それまでの5%から8%に引き上げられ、物価の上昇を招きました。あわせて、年金、医療、介護など、社会保障の負担増が家計を圧迫しています。大企業の業績がよくなれば、やがて暮らしや中小企業に回ってくると言いますが、幾ら待っても若者も子育て世代もお年寄りも中小企業もぎりぎりの生活です。

このような状態で消費税を10%に増税すれば、暮らし・経済破壊は決定的です。ほんの一部の食料品などを8%に据え置く軽減税率を導入しても、1世帯当たり6万2,000円の負担増になると政府は試算しています。しかも軽減（複数税率）は、中小業者に過重な納税実務とコストを押しつけ、経営を圧迫するだけです。

消費税は所得の少ない人ほど負担の割合が高く、貧困と格差を拡大し、自分らしく生きる自由さえ奪う税制です。負担軽減が必要だというなら、税率そのものを下げるべきです。庶民に消費税増税を押しつけながら史上最高のもうけを上げる大企業にさらに減税するのではなく、所得や資産の能力に応じた税制に転換すべきです。

社会保障財源を確保し、国の財政を再建するためには、下げ過ぎた法人税や所得税の最高税率をもとに戻すなど、税金の集め方を改革し、不要な税金の使い道を改善することこそ求められています。国民の生活と中小企業の経営を守り、地域経済の振興を図るために消費税率の再引き上げ中止を強く求めます。

以上、地上自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣としております。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対し質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。ないようですが、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第5、発議第4号消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）についての質疑は保留をしておきます。

日程第6. 認定第1号

日程第7. 認定第2号

日程第 8. 認定第 3 号

日程第 9. 認定第 4 号

日程第 10. 認定第 5 号

日程第 11. 認定第 6 号

日程第 12. 認定第 7 号

日程第 13. 認定第 8 号

日程第 14. 認定第 9 号

○議長（安永 友行君） 日程第 6、認定第 1 号平成 29 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 14、認定第 9 号平成 29 年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、一括で上程をさせていただきます。

認定第 1 号平成 29 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第 2 号平成 29 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第 3 号平成 29 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第 4 号平成 29 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第 5 号平成 29 年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第 6 号平成 29 年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治

法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２９年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第７号平成２９年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２９年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第８号平成２９年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２９年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

認定第９号平成２９年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和２２年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成２９年度吉賀町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

なお、詳細につきましては、出納室長並びに建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまから詳細説明を求めます。

認定第１号から認定第８号は、中林出納室長より行っていただきます。なお、認定第９号は早川建設水道課長のほうから説明を行っていただきます。

それでは、中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） 失礼いたします。おはようございます。

それでは、ただいまから平成２９年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしております参考資料を中心に御説明を申し上げます。

なお、今年度は一般会計の順番を最後に変更させていただいております。説明にかかる時間はおよそ３０分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ちょっと若干声が出にくいために聞き苦しいところがあるかと存じますが、御了承いただきますよう、あわせてお願いいたします。

それでは、最初に、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書及び参考資料ともに２ページを、グラフにつきましては参考資料３ページをごらんください。

歳入及び歳出決算額が１，４０６万１，０５９円となり、前年度比２０万２，４００円の増額です。

歳入につきましては、繰入金、前年度比７４万２，５００円の増額となっており、主な要因は、

一般会計からの繰入金の増額です。諸収入は、前年度比54万円の減額となっており、主な要因は、貸付金元利収入の減額です。歳出につきましては、貸付金の増額が主な要因となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は14ページから、参考資料は2ページ、グラフは参考資料3ページをごらんください。

歳入決算額8億7,523万2,772円、前年度比2,409万1,531円、2.7%の減です。歳出決算額8億4,637万946円、前年度比5,247万2,011円、5.8%の減となっております。

歳入の主な増減要因です。増額につきましては、前期高齢者交付金4,538万円の増となっております。また、減額につきましては、国民健康保険税436万円、国庫支出金2,213万円、療養給付費等給付金1,629万円、県支出金2,065万円の減となっております。

歳出につきましては、3ページ下段のグラフを見ていただくとおわかりのように、歳出総額の約6割を占める保険給付費は、医療費の減少により1,842万円の減額となっております。また、平成30年度からの広域化による共同事業の終了により、共同事業拠出金2,388万円が減額となっております。

続いて、後期高齢者医療事業決算の説明を申し上げます。決算書は46ページから、参考資料4ページ、グラフにつきましては参考資料5ページをごらんください。

歳入決算額9,425万2,456円、前年度比15万2,487円、0.2%の増となりました。歳出決算額9,384万1,740円、前年度比123万3,767円、0.2%の減です。

歳入の主な増減要因の増額につきましては、保険料率の減額改定があったものの、被保険者の高所得者層の増により、保険料が111万円の増額となっております。減額につきましては、保険料還付金の減により諸収入が121万円の減額となっております。

歳出の主な増減要因は、繰上充用金142万円が減額となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は62ページから、参考資料は4ページ、グラフは5ページをごらんください。

歳入決算額10億7,335万5,523円、前年度比4,170万3,400円、4%の増額となっております。歳出決算額は10億5,350万8,215円、前年度比2,313万8,052円、2.2%の増額となりました。

歳入の主な増減要因の増額につきましては、被保険者の増及び収納率向上により保険料が100万円の増額、地域支援事業の拡充に伴う国庫支出金900万円、繰入金3,591万円が増額となっております。また、減額につきましては、支払基金交付金592万円が減額となっております。

歳出の主な増減要因につきましては、総務費460万円の減額、保険給付費478万円、地域支援事業費1,726万円、諸支出金570万円の増額となっております。

続きまして、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は94ページから、参考資料は6ページ、グラフは7ページをごらんください。

歳入決算額6,672万3,714円、前年度比359万2,614円、5.7%の増です。歳出決算額は6,653万5,071円、前年度比850万8,483円、14.7%の増となりました。

歳入の主な増減要因につきましては、工事による影響により、売電料102万円の減額、繰越金461万円が増額となっております。歳出の主な増減要因につきましては、調査委託料及び基金積立金増額による総務費843万円の増額となっております。

続きまして、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書108ページから、参考資料は6ページ、グラフは7ページをごらんください。

歳入決算額2億1,667万1,146円、前年度比5,804万887円、21.1%の減です。歳出決算額2億1,565万6,026円、前年度比5,800万8,362円、21.2%の減となっております。

歳入の主な増減要因、増額につきましては、一般会計繰入金263万円、使用料及び手数料239万円、諸収入1,065万円が増額となっております。また、歳入の減額につきましては、七日市地区工事、下水道事業の終了に伴う国庫支出金1,652万円及び町債5,680万円の減額となっております。歳出の主な増減要因につきましては、下水道事業費は七日市地区下水道工事費の工事の終了により、6,362万円の減額、公債費は561万円の増額となっております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書124ページ、参考資料は8ページ、グラフは9ページをごらんください。

歳入決算額6,679万4,888円、前年度比22万6,825円、0.3%の増となっております。歳出決算額6,629万3,808円、前年度比23万100円、0.3%の増となっております。

歳入の主な増減要因につきましては、一般会計繰入金1,268万円の増額となっております。また、減額につきましては、分担金及び負担金1,200万円及び繰越金315万円、移転補償金の減額のため、諸収入703万円及び資本費平準化債の減額により、町債1,300万円の減額となっております。歳出につきましては、事業費は減額しておりますが、町債償還元金が増額をしております。

続きまして、一般会計についてです。決算書140ページ、参考資料10ページ、グラフにつきましては11ページをごらんください。

参考資料の10ページ中段をごらんください。一般会計、平成29年度の歳入決算額は67億

7,173万3,382円、前年度比6,036万2,064円、0.9%の減です。下段の歳出決算額は66億2,464万7,168円、前年度比6,257万5,601円、1%の増となり、歳入は前年度に比べ減額しておりますが、歳出は増額しております。

歳入の増減要因についてです。参考資料11ページをごらんください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ8%を占める町税は前年度比2,621万円の増です。内訳につきましては、決算書の150ページからごらんいただけたらと思います。まず、町民税についてです。給与所得等の伸びにより、前年度比394万円の増となっております。固定資産税、町内企業の設備投資により前年度比2,378万円の増、軽自動車税前年度比27万円の増、たばこ税、前年度比172万円の減、入湯税7万円の減となっております。

次に、決算書152ページ下段、収入総額の1.6%を占める地方消費税交付金につきましては、前年度比341万円の減額となりました。その次の自動車所得税交付金につきましては403万円の増額となっております。

次に、決算書154ページ、歳入総額の47.8%を占める地方交付税につきましては、合併算定がえの縮減等により、前年度比1億3,278万円の減額となりました。

続きまして、飛びまして、決算書の160ページ、歳入総額の13.8%を占める国庫支出金及び県支出金についてです。国庫支出金につきましては、前年度比476万円の減額となっております。主な要因といたしましては、臨時福祉給付金に係る補助金2,846万円の減額及び学校施設環境改善交付金1,250万円の増額となっております。

また、決算書164ページからの県支出金につきましては、前年度比461万円の増額となっております。主な要因といたしましては、地域子ども・子育て支援事業補助金341万円の増、衆議院議員選挙費1,542万円の増、県道除雪費207万円の減額となっております。

次に、繰入金につきましては、前年度比2億1,808万円の増額となっております。決算書179ページ上段のふるさと創生基金からの繰入金4,500万円の増、まちづくり基金からの繰入金が2億2,780万円の増となっております。

次に、決算書178ページからの諸収入につきましては、2,685万円の減額となっております。内訳としましては、決算書181ページ上段の医療法人石州会貸付金収入が前年度比3,054万円の減が主な要因となっております。

次に、決算書184ページの町債につきましては、前年度比1億4,147万円の減となっております。内訳としましては、過疎債の学校施設整備事業1億2,460万円の減、過疎地域自立支援特別事業2,540万円の減、サクラマス交流センター整備事業2億6,400万円の減が主な減額の要因となっております。また、庁舎改修事業2億4,930万円の増が増額の要因と

なっております。

次に、歳出についてです。決算書は188ページ、参考資料10ページ下段です。それに伴うグラフは11ページをごらんください。まず、参考資料11ページのグラフをごらんいただきますと、前年度比で増となった項目は、左から1番目の議会費、次の総務費、2つ飛ばしまして労働費、次の農林水産業費、1つ飛ばしまして土木費、一番最後の公債費となっており、その他6項目につきましては、全て減額となっております。

それでは、各項目の主な増減要因を申し上げます。

議会費は、前年度比137万9,884円の増額です。

総務費は前年度比3億572万3,874円の増額です。総務費の主な増減要因は、財産管理費の庁舎維持管理費2億6,300万円の増、地区集会所建設事業費4,705万円の増額となっております。

続いて、民生費につきましては、前年度比2,580万1,483円の減額です。主な要因につきましては、ワンフロアー化工事終了による福祉センター管理費3,251万円の減、経済対策分臨時福祉給付金事業費2,936万円の増、自立支援訓練費給付事業1,717万円の増、施設型保育給付事業費1,274万円の増額となります。

続いて、衛生費は、前年度比2,692万3,071円の減額となっております。主な要因は、簡易水道事業特別会計繰出金1億1,555万円の減、水道事業会計繰出金1億4,000万円の増額となっております。

労働費は、前年度比52万1,240円の増額です。

農林水産業費は前年度比4,764万3,867円の増額です。主な要因は、農業集落排水事業特別会計繰出金1,268万円の増、地域環境整備事業費2,938万円の増、農業基盤整備促進事業費1,762万円の増額となっております。

商工費は、前年度比2,866万6,494円の減額です。主な要因は、彫刻の道整備事業費が2,803万円の減額となっております。

土木費は、前年度比7,967万9,967円の増額です。主な要因は、除雪費、夜打原相生線交通安全施設整備事業費、木部谷線改良事業費、鋳物師川改良事業費など、合計1億866万円の増額となっております。減額につきましては、道路維持管理費、橋梁維持管理費など、合計5,928万円の減額となっております。

消防費は、前年度比1,378万7,241円の減額です。

教育費は、前年度比4億738万6,967円の減額です。主な要因は、サクラマス交流センター管理費、大野原運動交流広場管理費など、合計4,959万円の増額となっております。また、減額要因につきましては、中学校施設整備事業費、サクラマス交流センター整備事業費、六

日市体育館管理費など、合計４億５，６５１万円の減額となっております。

災害復旧費は、前年度比２，１８６万６，７６０円の減額です。

公債費は、償還元金及び利子の増により、前年度比１億５，２０５万８，７８５円の増額です。

次に、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。決算書３３３ページからです。

３３３ページ、興学資金基金から、３３９ページ、農業集落排水事業の各特別会計は、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっております。

３４０ページの一般会計についてです。１番、歳入総額から、２番、歳出総額を引いた、３番、歳出歳入差引額は、１億４，７０８万６，０００円ですが、次年度への自主財源の繰り越しが３，３８４万８，０００円ありますので、実質収支額は１億１，３２３万８，０００円となります。

次に、財産に関する調書の説明を申し上げます。決算書３４２ページをお開きください。それでは、土地建物の異動について御説明を申し上げます。まず、土地でございます。一番左の端に縦書きで１、行政財産、２、普通財産の欄がございます。

その１、行政財産、その他の施設１，３３２．４１平米は、旧備中屋跡地の町営駐車場であり、普通財産から行政財産に振りかえたことによる増となっております。

次に、２、普通財産の宅地の１５８．６２平米につきましては、売却による減となっております。次の普通財産、田畑の４，７８２．７１平米及び山林の２，５９３．８０平米及びその他３，４２５．０６平米につきましては、道路工事用地の購入及び寄附による増となっております。

次に、建物の増減についてです。１、行政財産の木造の上段３５平米につきましては、立河内の消防車庫新築による増となっております。その下、２５７．６４平米につきましては、沢田公営住宅の新築による増です。その下、８８６．７２平米につきましては、主に旧白谷小学校及び立河内集会所の解体による減です。その下に普通財産その他の２０．３４平米につきましては、主に柿木バス停留所の解体による減となっております。

決算書３４３ページ、（２）山林につきましては、面積の変動はございませんが、立木は増加率５％で計上しております。（３）物件、（４）有価証券、めくっていただいて、３４４ページ、（５）出資による権利ですが、異動はございません。

次に、３４５ページ、２、物品については、単価おおむね１件が１００万円以上の物を掲載しております。２９年度の異動につきましては、小型動力ポンプ付き積載車及び国民審査用投票読取計数機の買い換え、大野原運動交流広場の倉庫、農業公社の金属検出器、調理器具を購入しております。

次に、３４８ページ、３、債権ですが、一番右側の決算年度末現在高は、平成３０年３月３１日現在の現在高です。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、返済免除により４２２万４，０００円が減、貸付金１，２２３万５，０００円が増額となっております。年

度末現在高が4,981万2,000円となっております。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、前年度と同様の金額2,300万円となっております。

次に、349ページの4、基金ですが、これも平成30年3月31日現在です。まず、(1)の財政調整基金ですが、有価証券につきましては変動はありませんでしたが、期間中の利子138万2,000円が増額となっております。(2)学校基金の立木は1年増加率5%で推計しております。(3)国民健康保険事業基金から(8)ふるさと水と土保全対策基金、めくっていただいて350ページ、(9)人材育成基金までは利子の増額となっております。(10)介護給付費準備基金は利子2万1,000円の増額及び425万2,000円を取り崩したため減額となっております。(11)小水力発電事業基金は3,570万9,000円を積み立てて増額となっております。(12)興学資金基金は変動がありませんでした。(13)まちづくり基金は、有価証券については変動がありませんが、利子766万3,000円及び積み立て8,030万円の増額、1,000円を取り崩しております。(14)ふるさと応援基金は積み立て174万7,000円の増額、56万4,000円を取り崩しております。

以上で、平成30年3月末の基金の合計金額は39億6,379万1,000円となっております。

次のページからは説明資料として平成30年5月31日現在の現在高を記入したものです。

以上で、平成29年度決算書の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第1号から8号は終わりましたが、続いて認定第9号を早川建設水道課長のほうから詳細説明をしていただきます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） おはようございます。それでは、私のほうから平成29年度吉賀町水道事業会計決算書の説明をさせていただきます。

水道事業会計の決算書でございますけれども、水道事業は平成29年度において、簡易水道事業8事業を含む町内15水道事業を統合いたしまして、給水人口が5,000人以上となるために、地方公営企業法が適用される上水道事業へ移行することとなりました。これによりまして、特別会計から企業会計へと会計処理が大きく変わることになったわけでございます。

それでは、平成29年度水道事業会計決算書の説明をさせていただきます。初年度になりますので、前年度対比ということができませんので、特徴的な部分について説明をさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書をご覧いただきたいと思います。なお、この決算書でございますけれども、それぞれのページに表で言いますと右上のところに「単位」というふうに書いてございます。消費税込みというふうに書いてあるところにつきましては、消費税が入っておるところで、

ないところにおきましては、消費税が抜かれているというふうにお考えいただけたらというふう
に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きをいただきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。区分といたしましては、第
1款水道事業収益でございます。決算額といたしましては、ずっと右に流れていっていただきま
して、決算額、真ん中少し右のところでございます、のみを紹介させていただきます。2億
5,152万3,807円でございます。損額に比べ決算額の増減でございますが、211万
4,807円でございます。内訳につきましては以下お読み取りをいただきたいというふうに思
います。

次の下の表でございます。支出でございます。区分といたしましては、第1款水道事業費用で
ございます。決算額は2億4,906万6,891円でございます。不用額といたしましては
920万9,109円でございます。その内訳につきましては、下の下段を見ていただきまして、
区分第1項営業費用でございます。

不用額といたしましては571万4,779円を不用額としておるところでございますけれど
も、これにつきましては、総係費ということで大きく区分を分けております。それぞれの部分で
支出をしておりまして、項目分けをしておらない関係で、小さく、小さくたまっていたものがこ
この部分の571万4,779円ということで合計をされてしまったということでございますが、
中でも大きく占めるものがございまして、それは修繕費等々が残っているというところでござい
ます。

それから、区分の第2項営業外費用でございます。不用額といたしましては319万4,138円
が残っているというふうになっておるところでございますけれども、これにつきましては、国に納
めます消費税分、この部分が残金として残ってまいりましたということでございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。(2)といたしまして、資本的収入及
び支出でございます。区分第1款資本的収入でございます。決算額といたしましては6,904万
5,564円でございます。予算に比べ決算額の増減でございますけれども、2,375万
8,436円が減となっているところでございます。この大きな部分につきましては、区分の下
の欄、第3項工事負担金でございまして、増減額が2,295万8,436円の減となっております。
これにつきましては、工事費といたしまして立河内等の圃場整備に係ります管の移設工事が
ございました。この分について多く余ってきた関係で負担金部分が減ってきたということの内容
でございます。

続きまして、表の下、支出でございます。区分といたしましては、第1款資本的支出でござい
ます。決算額合計といたしまして、1億531万2,103円でございます。不用額といたしましては、

1,347万8,897円となっております。その内容につきましては、下欄を見ていただきたいと思いますけれども、区分の第1項建設改良費でございます。不用額といたしましては1,317万8,680円ということでございまして、先ほど収入のところで説明をさせていただきましたけれども、大きくは立河内の工事の減額が響いておるということでございまして、その分が出てまいりました。

そのほかといたしましては、やはりこれは県工事でございますけれども、大野原の移設の工事、それから新南陽津和野線、栴谷地区で行われました、やはりこれも県工事の移設管工事の残金というところに出てきたというところでございます。

ページを剥ぐっていただきまして3ページをご覧をいただきたいと思います。

表題といたしては平成29年度吉賀町水道事業損益計算書、通称P Lと申しますものでございます。この損益計算書は1年間における経営成績を明らかにした書類ということでございます。下段をご覧をいただきたいと思います。331万2,139円の金額が載っておると思います。この部分が当年度、29年度の純利益ということでございます。

なお、ここまでの内容につきましては、22ページから詳細を載せておりますので、お読み取りをいただけたらというふうに思うところでございますが、ここでは消費税を抜かれておりますので、イコールというところでは非常に見にくいかと思いますけれども、御了承いただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、4ページでございます。

平成29年度吉賀町水道事業会計剰余金計算書でございます。3ページのところで出てまいりました純利益を計算したものといいいましょか、集計をしたものでございまして、一番右側から2番目等々で利益剰余金というふうに書いてございます。利益剰余金の合計といたしまして331万2,139円を計上しているというところでございます。

それから、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページでございますけれども、これは剰余金の処分計算書（案）ということで載せさせていただいております。この処分利益剰余金331万2,139円をどのように今後していくのかというところございまして、表の一番左側中盤あたりに、議会の議決による処分類ということで、小さな括弧で利益積立金への積み立てというふうに記載してあると思います。この331万2,139円をこの部分に積み立てていきたいということにしておるところでございます。その内容がここに記されているというふうに御理解をいただきたいと思います。

そういたしますと、4ページに戻っていただきますと、先ほど申した右側に寄ったところでございます利益剰余金の左側に利益積立金という部分でゼロ円というふうになっておりますけれども、この部分に331万2,139円が上がってくるということになるわけでございます。

6 ページをお開きをいただきたいと思います。

貸借対照表を載せているところでございます。この貸借対照表でございますけれども、事業の財政状態を表す書類ということでございまして、大きく3つの部門からできております。資産の部、負債の部、そして資本の部でございます。

まず、資産の部でございますけれども、1、固定資産、2、流動資産からできているものでございます。固定資産につきましては、土地、建物、それから構築物、機械設備等でございます。流動資産につきましては、現金、それから受取手形、売掛金、商品、有価証券等々が上げられるわけでございますけれども、今回につきましては現金、預金が上げられているというものでございます。

まず、1の固定資産につきましては、26 ページでございますが、26 ページに明細書をつけているところございますので、お読み取りをいただければというふうに考えておるところでございます。

それから、6 ページに戻りまして、2の流動資産につきましては、(1) 現金預金9,405万2,158円でございます。これにつきましては、申しわけございません21 ページをお開きいただきたいと思います。21 ページにはキャッシュフロー計算書をつけておりますけれども、このキャッシュフロー計算書の一番下段を見ていただきたいと思います。二重線の部分でございます。9,405万2,158円、ここと一致をしておりますということでございます。

このキャッシュフロー計算書(CF)でございますけれども、これは発生主義に基づきまして作成をされる損益計算書では、収益は現金収入のときではなく、実現のとき、つまり例えば、サービスを提供したときに認識されるということになっておりますので、書類上の金額と、それから、現金のあるなしに差異が生じてくることになります。その資金の流れをつかむために作成される書類でございまして、平たく申しますと、今現金がどのくらいあるのかというところを示した資料でございます。

6 ページに戻っていただきまして、資産合計は二重線のところ、ちょっと非常に見にくうございますけれども、二重線を見ていただきまして真ん中あたり、ちょっと上でございますね。27億3,755万4,783円ということになっているところでございます。

続きまして、負債部でございます。3番の固定負債、それから4番の流動負債でございます。

固定負債につきましては、1年以内に支払いが想定されていない負債ということで、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。それから、流動負債につきましては、1年以内に支払うことが想定をされております負債ということで、企業債や未払金、引当金などからできておるところでございます。

固定負債の企業債14億913万1,388円と、それから、流動負債の企業債1億471万

4,101円を合計をいたしますと、15億1,384万5,489円ということになります。この部分につきましては、内訳の27ページをお開きいただきたいと思います。この部分の一番最下欄、合計欄の一番右側15億1,384万5,489円というふうに記載がされております。この部分がその部分の明細ということでございますので、お読み取りをいただきたいというふうに思います。

それから、下段の部分でございます。資本の部でございます。6、資本でございますけれども3億7,085万8,088円でございます。適用当初におきましては、資産総額から負債を控除した額が資本金となります。その下、7の剰余金でございます。先ほど3ページで説明いたしました金額331万2,139円が上げられております。これを合計いたしまして、資本の合計が27億3,755万4,783円ということになりまして、大原則といたしまして、資産は負債と資本にバランスをするという原則でございますので、上段の資産合計27億3,755万4,783円と一致をしていくというふうに見ていただきたいというふうに思います。

そのほか15ページには業務の量といたしまして載せておるところでございますので、お読み取りをいただければというふうに考えておるところでございます。

以上、水道会計の決算書を説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第1号から9号までの全ての説明が終わりましたので、ここで10分間休憩します。休憩します。

午前10時16分休憩

.....

午前10時26分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

上田代表監査委員に出席をしていただいておりますので、ここで平成29年度吉賀町各会計決算審査意見についてを代表監査委員のほうから報告をしていただきます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

去る7月9日から、平成29年度吉賀町各会計の決算について審査を開始いたしました。その結果、8月22日に吉賀町岩本町長宛て、平成29年度吉賀町各会計決算審査意見書を提出いたしましたので、本日はその意見書を読み上げまして議会への報告とさせていただきます。

それでは、お手元の決算審査意見書を開いていただきまして1ページでございます。平成29年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成29年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び付属書類について審査の結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間、平成30年7月9日から平成30年8月21日までの間、26日間。

2、審査の対象、平成29年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度吉賀町水道事業会計決算書及び各付属書類。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため試査を実施し、90件を抽出審査対象とした。（3）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類について計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い、効率的になされているか等に主眼を置いた。（2）歳入、①収入成績、②予算執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法、不当な収入の有無、④未納整理の状況、（3）歳出、①違法、不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（4）その他、①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査を含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理の状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果について、その意見は別紙、決算審査意見書のとおりである。

次に、決算審査意見書ですが、これにつきましては要点のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

まず、3ページ、決算の総括です。（1）決算の規模、平成29年度における水道事業会計を除く各会計の決算総額は、歳入91億7,882万5,000円、歳出は89億8,091万4,000円であって、歳入は28年度に比して1.0%の減、歳出は0.2%の減となりました。これは、主にサクラマス交流センター整備事業、六日市中学校改良工事及び六日市体育館改良工事の終了等によるものが主なものであります。なお、町債につきましては今年度の発行額10億2,200万円、償還は10億6,100万円及び利子1億1,000万円で、29年度末現在は3,900万円減って117億6,900万円となっております。

次、4ページ、財政状況でございます。将来負担比率につきましては、28年度に比して

5.2%増加して40.5%、実質公債費比率につきましては、平成28年度より0.2ポイント改善して5.3%、実質公債費比率の単年度につきましては、0.7ポイント改善して5.1%、経常収支比率につきましては、前年度より6.4ポイント増加いたしまして90.5%になっております。公債費負担比率につきましては17.5%、これは繰上償還を1億7,800万円ほど実施したことが影響しております。

積立金の現在高比率につきましては、基金現在高が2億400万円減少して、4.3ポイント下がっております。

地方債の現在高比率につきましては、平成28年度より4.9ポイント上昇して205.1%でございます。詳しくは5ページの表の2をごらんいただきたいと思います。

続きまして、各会計についてでございますが、まず6ページ、一般会計、一般会計歳入総額は67億7,173万3,000円、歳出総額66億2,464万7,000円、差引残高が1億4,708万6,000円、繰越財源が3,384万8,000円で、実質収支額は1億1,323万8,000円ということでございます。

歳入の状況ですが、表の3のとおりでございます。平成29年度の自主財源につきましては、繰入金が2億1,808万円増等によりまして、前年度より2億455万円多い14億3,107万7,000円となっておりまして、自主財源比率が21.1%となっております。依存財源につきましては、依存財源率が78.9%、地方交付税が47.8%、その他で依然として厳しい状況が続いていると言えます。

歳出につきましては、予算現額73億2,794万4,000円に対して、支出済額が66億2,464万7,000円で、翌年度繰越額が2億7,356万1,000円で、不用額が4億2,973万6,000円、5.9%となっております。

次に、9ページの興学資金基金特別会計でございます。本年度の収支状況ですが、歳入総額は1,406万1,000円、歳出総額も同額の1,406万1,000円でございます。詳細は表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入総額は8億7,523万3,000円、歳出総額が8億4,637万1,000円、実質収支額が2,886万2,000円でございます。

歳入の状況につきましては、表8のとおりでございます。国民健康保険事業の基金の取り崩しを行っておりまして、現在高が今4,810万7,000円ということになっております。それから未納額につきましては、1,687万2,000円ございますが、現年度分が493万3,000円で36万7,000円減少しておりまして、滞納繰越分につきましては、前年度から420万8,000円減っておりまして1,194万2,000円となっております。収納率も昨年の15.4%から31.7%と増加しております。これは主に全滞納世帯への個別訪問を昨年度

実施しておりまして、その成果があらわれたものだと評価しております。

次に、歳出でございます。歳出の状況は表9のとおりでございますが、歳出の62.5%を占めております保険給付費が5億2,892万7,000円で、ここには出ておりませんが1人当たりの医療費支出は41万7,000円で、この数字はここ数年、島根県で最低の水準となっております。

次に、12ページの後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。歳入総額が9,425万2,000円、歳出総額は9,384万2,000円、実質収支額が41万円ということでございます。歳入歳出の状況については表のとおりでございます。

歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が8,745万9,000円で、歳出総額の93.2%でございます。吉賀町の後期高齢者のほうの医療費につきましては前年度に比べて2.9%増で、1人当たりの給付費が93万5,000円でございます、この額は県下でも最も高い数字にあります。

次に、13ページ、介護保険事業特別会計でございます。歳入総額は10億7,335万6,000円、歳出総額が10億5,350万8,000円、実質収支額が1,984万8,000円、歳入状況につきましては、表のとおりでございます。徴収率は滞納分を含めて98.9%で、前年度より0.2ポイント上がっております。一般会計の繰入金は前年度より177万9,000円ほど減でございます。介護給付費準備基金残高が4,194万2,000円取り崩して、2,816万9,000円ということになっております。歳出状況につきましては表のとおりでございます、そのうち介護サービス等諸費が89%を占めておりまして、その額は8億2,156万4,000円というふうになっております。

次、15ページの小水力発電事業特別会計でございます。歳入総額が6,672万4,000円、歳出総額は6,653万5,000円、実質収支額は18万9,000円、歳入歳出の状況は各表のとおりでございますが、売電収入につきましては、稼働率が想定より上回っておるため、放水路調査によります運転停止はございましたが、順調に伸びて6,160万5,000円ということになっております。基金で4,088万6,000円積み立て、基金残高が7,659万5,000円となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。歳入総額が2億1,667万1,000円、歳出総額が2億1,565万6,000円、実質収支額が101万5,000円ということでございます。歳入状況につきましては、表のとおりでございますが、未済額が平成29年度末現在で228万9,000円ございまして、これは前年度に比べまして約22.7%の増ということになっております。詳しくは表の26に載っておりますのでごらんいただきたいと思います。それから歳出状況でございますが、表のとおりでございます、七日市地区の公共下水道事業が完了いたしまし

て、公共ますの設置が1,305カ所となっておりまして、接続率は戸数で51.3%、人口で69.9%となっておりまして、七日市地区につきましては、いまだ18.8%の接続率ということで、かなり低い水準にとどまっていると言えます。

次に、17ページ、農業集落排水事業特別会計でございます。歳入総額6,679万5,000円、歳出総額が6,629万4,000円、実質収支額が50万1,000円、歳入歳出の状況は表のとおりでございます。このうち歳入のほうですが、使用料の徴収率が年々下がっておりまして、平成29年度末現在の未納額は179万2,000円で、平成24年度の35万2,000円に比べると約5倍に増加しております。それから排水事業の加入状況については、下の表のとおりでございます、柿木、初見とも接続戸数が若干増えておりまして、加入人口率が柿木地区については若干減っているというところでございます。

次に、水道事業会計ですが、本年度の事業収支、収入総額につきましては3億4,071万5,000円、支出総額は3億4,403万円、事業収益につきましては、2億4,328万3,000円で、事業費用は2億3,997万1,000円、純利益が331万2,000円ということでございます。先ほど建設水道課長からありましたが、29年度末の支払資金残高につきましては9,405万2,000円ございまして、キャッシュフローにつきましては非常に健全な状態だと言えますが、ここに書いてありますように、未納額が1,928万6,000円ございます。未納額がふえるということはキャッシュフローがかなり厳しくなってきますので、この点につきましては、もっと努力をしていただきたいというふうに思っております。

次に、各会計に関する監査状況につきましては、一応読み上げませんので後で読んでいただきたいと思います。

引き続きまして、32ページの共通事項に関する監査状況について読み上げていきたいと思います。

第1、平成29年の職員の1人当たりの年次有給休暇取得日数は、年間平均13.5日、29年度の超過勤務時間数は年間平均179.3時間、月間で14.9時間でございます。それぞれの部署によりまして個人による差が見られて、そのうち超過勤務時間につきましては、月当たり20時間を超える時間外勤務が常態化しておる職員もおります。平成27年3月策定の吉賀町特定事業主行動計画において、良好な職場環境に向け超過勤務時間の縮減、休暇の取得促進等を挙げて、平成31年度の目標値をそれぞれ年間150時間、15日としておりますが、目標達成のためには勤務時間数の偏在等の実態や業務内容等を精査し、事務分掌の見直し、業務委託を含め、事務の効率化または職員のスキルアップに向けた取り組みが必要である。効率的で働きやすい職場づくりに全庁一体となって取り組まれない。

第2、税金及び使用料等の収入未済額の発生状況は、表25・26、36ページにありますと

おりであり、強制執行が実施されているものの、現年度及び滞納繰越分の合計が8,462万円となつて664万2,000円増加し、公会計に移行した水道使用料金を除くと、前年に比べて196万5,000円ほど滞納額は改善されている。これは根気よく滞納者への訪問活動を行う中で実現したものである。一方で水道使用料、下水道使用料の現年度分未済額は前年度に続き大幅にふえているが、現年度収納分の低下は、滞納繰越分の収納率の低さを考慮に入れると、債権回収へ大きく影響してくる。徴収強化月間を設けるなど特別な手当を行い、現年度も収納率アップに積極的に取り組むとともに、債権回収については債権徴収委員会等で横の連携を強化するとともに、納税者の生活と営業の継続に配慮しつつ、資力があるにもかかわらず滞納を続ける未納者と同一視することなく、公正公平の観点から徴収に向けた努力を続けられたい。

第3、抽出監査における事業契約等の締結状況、1件50万円以上の契約でございますが、表27、38ページのとおりでございます。契約総数224件のうち、一般競争入札15件、指名競争入札が74件、随意契約が133件、その他2件となっております。随意契約の中で見積もり1社のケースにつきましては、専門性や委託業務、及び指定管理料等のやむを得ない事情によるものがほとんどであるが、業務の内容、仕事の流れを深く考慮し、見積もり対象に町内事業者を加えるなど、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例を意識した取り組みをされたいと思っております。

第4、基金の状況につきましては、表28のとおりである。平成29年度から子育て支援、地域医療対策のため、まちづくり基金を取り崩し充当をしております。今後の財政推計では、町村合併後10年を経て、本格的な一本算定へと移行、人口減少と相まって地方交付税は段階的に減少していくことが避けられない状況であり、基金の存在はより大きくなっております。適切な基金運用に努められたい。

第5、補助金等の交付及び補助事業等の執行に関しては、吉賀町補助金等交付規則や関係法令の規定を徹底するのみならず、補助事業等の目的、内容、効果等を精査するとともに、定期的な事業の検証、評価を行い、より効果的な事業支援につながるよう努められたい。また事業効果の低い事業については、今後補助の中止を含めた抜本的な対策に取り組まれたい。

第6、建築物解体工事において、図面と齟齬のある設計書により入札、施工されているものがあつた。工事設計におけるチェックのあり方を全庁の課題として対策を講じられたい。

第7、耐震診断結果により閉鎖している地域間交流拠点施設を初め、老朽化により修繕費等がかさむ老人福祉センターはとの湯荘及び柿木基幹集落センターのあり方については、吉賀町柿木地域公共施設のあり方検討会において検討された報告書が提出されている。スピード感を持って多方面からの意見を集約し、検討を進められたい。

総括でございます。平成29年度決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査

状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善、検討すべきと思われる事項について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取り扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については常にチェックを行い、誤りや不信を持たれることのないよう心がけられたい。内部牽制体制の形骸化が疑われるような事例も僅少ながら見られ、適正な事務処理等の確保に向け、内部統制を強化されたい。

第4、主要財政指標の推移については、表2のとおりであるが、実質公債費比率の3カ年平均は、平成28年度に比べ0.2ポイント改善して5.3%、単年度では同じく0.7ポイント改善し5.1%である。将来負担比率は平成28年度の35.3%から40.5%へ5.2ポイント増加している。これは、基金取り崩しに伴う充当可能基金の減等により増加した分である。経常収支比率は平成28年度84.1%から90.5%、6.4ポイント悪化した。これは、分母となる経常一般財源収入が前年比200万円の微減であったのに対して、分子となる経常一般財源支出が前年度比2億4,600万円の増加となったためである。これは、非常勤嘱託職員の増加等による人件費、水道事業の公営企業法適用に伴う補助費の増加等が主な要因である。中期財政計画にもあるように、人口減や普通交付税の減少は今後も恒常的に続き、それに伴い経常収支比率の悪化も進んでいくものと予想される。事業の見直し等も含め、より効果的な財政運営に努められたい。

第5、平成29年度末現在、職員数98人に対し、臨時的任用職員を除く嘱託職員数は49人である。職員定員適正化については、第1次、第2次及び第3次吉賀町定員適正化にのっとり順調に推移しているが、この間、県からの権限移譲、新たな行政需要等による事務事業の増加に加え、行政ニーズの多様化が進み、職員のみでの対応が困難になっている。今後の新たな公共サービスの展開等も考慮に入れ、嘱託職員を含めた組織機構の整備に努められたい。

第6、自治組織については、地区、地域によって自治に対しての捉え方、かかわり方が大きな差がある。また、自治振興交付金制度については、平成28年度より地域課題の解決に向けた取り組みに交付金の2分の1を利用するよう制度の見直しを行っているが、29年度は実績ゼロの地区もあり十分活用されているとは言い難い。自治については横断的に検討する場を設け、自治区の見直しや再編、公民館等の連携等も含めた地域の活性化対策に早急に取り組まれたい。

第7、水道事業については、平成29年4月1日より、簡易水道及び小規模水道事業が統合され、吉賀町水道事業が新たに発足、地方公営企業法適用を受け、新たな会計システムのもの的確

な財務処理がなされ、経営状況がより明確となった。人口減による水需要の減少、施設・設備の維持更新費用等を考慮に入ると、今後、経営環境は一層厳しさを増すと予想されるが、安全で安定した水道水の供給に向け、事業の効率化、高水準化を進めながら、健全な経営体制の確立に努められたい。

第8、指定管理施設については、維持管理や管理料等に膨大な費用を要しており、吉賀町公共施設等総合管理計画の基本方針等に即した効率的な管理運営が行われるよう、指定管理者の管理実態の検証を強化されたい。

第9、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等の活用を通じて、財政の効率化、適正化を図るとともに、住民や議会、外部に対してわかりやすい財務情報を開示し、説明責任を果たすことを目的としており、財政のみならず全ての事務執行にかかわってくる。研修等を通じて全ての職員にこの地方公会計の意義、目的を周知し、業績評価等にも配慮をした事務が行われるよう、職員のレベルアップを図られたい。

第10、事務報告書については、おおむね適切にまとめられている。事務報告書は、1年間の事業成果を外部に明らかにするとともに、事業運営の透明性を確保し、説明責任の履行を担保するものである。事業計画と事業結果の検証評価のみならず、各種中長期計画にも配慮した、わかりやすい事務報告となるよう努められたい。

第11、地方創生に関しては、人口ビジョン及び吉賀町総合戦略が策定され、平成29年度も総合戦略の基本目標に向けた各施策が実施されている。既存事業の拡充に加え、新規事業も実施、吉賀町の特性、魅力を生かした事業を展開しているが、第2次吉賀町まちづくり計画との整合性を図りながら、PDCAサイクルを確実に実行し、子どもを育み、子どもとともに発展する町を目指して、活力のある吉賀町につながるよう一層の努力を期待したい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成29年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供いただき、調査やヒアリングに協力いただいた教育長並びに各部局長、職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で代表監査委員よりの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

この質疑については一括上程いたしましたので、一括にて質疑を行います。冒頭、会計名を述べて発言をお願いします。

なお、質疑については上田代表監査委員も同席されておりますので、あわせて質疑を認めます。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 12ページの第4の後期高齢者医療保険事業特別会計について、

ちょっと聞き漏らしたもので再度お尋ねしたいんですけど、収入の部で93万5,000円、県下一番、それとも支出の部で93万5,000円、県下一番なのか、そこら辺がちょっと。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、何の12ページ、決算審査意見書。

○議員（8番 大庭 澄人君） 済いません、意見書です。

○議長（安永 友行君） わかりました、意見書の12ページだそうです。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） これは意見書に書いていなかったんですが、1人当たりの高齢者の医療費が93万5,000円ということで、この額は県下で一番高いということです。ちなみに一番低いところは隠岐の島町で56万円でございます。後期高齢者の1人当たりの給付費は、ここ数年、吉賀町が最高額でございまして、その辺のところについてちょっと指摘をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 済いません、しつこいようですけれども、その分析等はわからないですいね、こういった要因等があるのかちゅうのは。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 一応、意見書の30ページに詳しく書いてありますが、その原因につきましては、例えば、重度の方がおられたりとか、いろいろ理由があると思うんですが、私が監査委員として一番気になるのは、いわゆる検診率と予防に対する取り組みがちょっと弱いんじゃないかなというところがあります。

ここの2のところに書いておりますように、特定健診の対象者が450人、吉賀町でございますけれども、受診率は9.6%で非常に低い、普通の国保の特定健診なんかと比べてかなり低い水準になっておりますので、その辺のところを強化していただければ、例えば後期高齢者への健康保持につながるんじゃないかというふうには個人的には思っておりますが、その辺のところについては各担当のほうと実際に検討されていくと思いますので、ここに書いてある以上のことは、ちょっと私のほうからは申し上げられません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。質疑よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、認定第1号から日程

第14、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済、各常任委員会から3名ずつ合計6名の委員で構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済、各常任委員会から3名ずつ合計6名の委員で構成することに決定をいたしました。なお、委員については各常任委員会から選出していただき、委員長、副委員長も互選をしていただき、選出していただきますようお願いをしておきます。

日程第15. 報告第4号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第4号でございます。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、健全化判断比率でございます。表にありますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては該当はございません。

実質公債費比率につきましては5.3%、将来負担比率につきましては40.5%でございます。

備考を省略いたしまして、資金不足比率でございます。表にありますように、4会計いずれも資金不足比率につきましては該当がないということでございます。

なお、詳細につきましては担当いたします総務課長のほうから御報告を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての詳細説明をさせていただきます。説明につきましては、参考資料の12ページからおつけしておりますので、こちらを用いて進めさせていただきたいと思っております。

参考資料のほう、13ページをごらんいただければと思います。まず、13ページの上段につきましては、先ほど議案として見ていただいたところでして、中段のところにもまず実質赤字比率と記載があると思います。そこから説明をさせていただきます。この比率につきましては、一般

会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する実質赤字額の比率ですけれども、平成29年度決算においては実質収支が黒字ですので、実質赤字比率は生じません。このためハイフンという形で表示をしております。

次に、資料13ページの下のところですが、連結実質赤字比率です。これにつきましては、全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率ですけれども、これも平成29年度決算においては全会計を対象とした実質収支が黒字ですので、連結実質赤字比率は生じません。このためハイフンという形であらわしております。

それから資料をおめくりいただきまして、上のところです。14ページの上段です。実質公債費比率でございます。これは、一般会計等が負担する元利償還金と特別会計や一部事務組合への支出のうち、元利償還金に対する支出等を意味する準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年の平均をあらわすものでございます。自治体の財政規模に対して借金の償還である公債費がどの程度になっているかを数値化したものということでございます。

今回算定いたしました実質公債費比率につきましては、この資料14ページに記載してありますとおり、平成27年度から平成29年度までの3カ年の平均で5.3%となっております。早期健全化基準といわれる25.0%を下回っているというところでございます。

この比率に関しまして、資料を先に進んでいただきますと、20ページをごらんいただければと思います。実質公債費比率の推移ということで掲載をさせていただいております。この資料について説明をいたしておきたいと思います。これはこれまでの経年の推移を掲載をしております。資料20ページの表、下から5段目のところに実質公債費比率3カ年平均ということで、その比率を記載をしております。見ていただきますと、年々改善が図られているというところがございます。その下の全国市町村平均との比較で申し上げますと、それとは下回っているというところ、それから一番下のところ、類似団体内順位というところを見ていただきますと、この順位についても上昇しているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、資料はまたもとに戻っていただきまして、14ページです。14ページの中段のところに、将来負担比率を記載をしております。この将来負担比率ですけれども、一般会計等が将来的に負担する負債額からその償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模等に対する比率となっております。自治体の財政規模に対して借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものということでございます。資料に記載をしておりますけれども、将来負担額につきましては、ちょうど中ほどに記載しております①から⑧、これらの合計額ということになってまいります。記載をしておりますとおり、算定した結果、比率といたしましては、40.5%ということになっております。早期健全化基準と言われるものにつきましては、350.0%ということになっておりますので、これは、下回っているというところでお読

み取りをいただければと思います。

これにつきましても、ページを飛んでいただきますと、資料 2 1 ページに将来負担比率の推移を記載させていただいております。

これも、下から 5 段目のところを見ていただきますと、将来負担比率のこれまでの推移を載せております。

この数値自体は、上昇傾向にあるというところでお読み取りいただければと思います。その下の全国市町村平均と比較いたしますと、やや高い比率となっているというところ、それから、島根県の市町村平均というところと比較いたしますと、それとは低い比率というところとなっております。

資料は 2 2 ページです。ここには、指標の主な増減要因ということで、実質公債費比率と将来負担比率それぞれにその増減要因を記載しております。

まず、上の実質公債費比率ですけれども、この四角の上段に書いておりますとおり、平成 2 9 年度単年度の比率におきまして、いわゆる計算式でいうところの分子に当たるところ、これが減少し、分母に当たるところの増減がほぼなかったということ、このことから、マイナス 0.7%ということになってございます。

3 カ年平均では、平成 2 6 年度の 5.9%、これが計算式から外れてまいります。平成 2 9 年度の 5.1%が加わってまいります、平均ではマイナス 0.2%という数値となっているところ です。

それから中ほどの将来負担比率です。この四角の中の中段に記載をさせていただいていますけれども、いわゆる算定式でいうところの分子が増加をする、そして分母の増減がほぼなかったといったところで、プラス 5.2%という数値となっております。

それでは、資料は 1 4 ページにお戻りいただければと思います。

資料 1 4 ページの下段です。資金不足比率について記載をいたしております。

これにつきましては、公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率となっております。

水道事業、小水力発電事業、下水道事業、農業集落排水事業の全事業における収支が黒字となっておりますので、資金不足比率は生じないということであります。

したがって、先ほどの議案のところでは、ハイフンで表示をいたしておるところでございます。

それから、資料、飛ばしたところがあります。資料の 1 5 ページ、1 6 ページ、1 7 ページ、1 8 ページ、そして 1 9 ページまでのところですが、これは、それぞれの比率を算定するに当たっての算定式というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それではここで、上田代表監査委員より財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 平成29年度の吉賀町財政健全化審査意見、並びに特別会計等資金不足比率審査意見につきましては、平成30年8月22日付けで、岩本町長宛てに提出しておりますので、それを読み上げて報告とさせていただきます。

それでは、裏面の方をごらんいただきたいと思います。

平成29年度一般会計財政健全化審査意見書。

1、審査の概要、この財政健全化審査は平成29年度決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表をごらんいただきたいと思います。

個別意見でございます。（ア）実質赤字比率について、平成29年度の実質赤字比率は、収支は黒字であるため、数値は示されていない。（イ）連結実質赤字比率について、平成29年度の連結実質赤字比率は、収支が黒字であるため、数値は示されていない。（ウ）実質公債費比率について、平成29年度の実質公債費率は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。（エ）将来負担比率について、平成29年度の将来負担比率は40.5%となり、平成28年度に比し、5.2ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

次に、平成29年度特別会計等資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足審査は、平成29年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。（2）個別意見、

（ア）水道事業会計について、平成29年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。（イ）小水力発電事業特別会計について、平成29年度の資金不足比率は不足額がな

いため、数値は示されていない。（ウ）下水道事業特別会計について、平成２９年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。（エ）農業集落排水事業特別会計について、平成２９年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

３、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 今、課長さんのほうから１４ページの、資金不足比率のことでちょっといいですか。一番下の水道とか小水力発電というところで、資金不足比率は生じません、いいことなのですが、先ほど、上田監査委員さんのほうから、３１ページの下水道事業について、収納率が下がっているということがあったと思うのですが、収納率が下がるということは、キャッシュフローとしたら資金不足が生じる可能性があると言われましたけれど、その辺の整合性としたらどういうことになりますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

収納率が下ると当然収入が下るわけですが、それで仮に歳出の方が多くなるとすると、現在の仕組みでいくと、一般会計から下水道会計のほうへ繰り入れをして、それで補うという形になろうかと思います。

したがって、資金不足になるということはおそらくないと思われます。

一般会計から、特別会計の方へ繰り入れをして、そのマイナスになる部分を補うという、今はそういう仕組みでやっております。

ですので、下水道会計が赤字になることはないということになります。

○議長（安永 友行君） ５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 今の、水道会計等、特別会計ということで、公会計ということになっております。今、課長が言われるように、一般会計からの繰り入れというのは、ことしにはできるかもしれませんが、とうとう一般会計からの繰り入れというのはなくなるんじゃないかと思うのですが、そうするとやはり、収納率としたら、これを上げていかないといけないんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今の水道会計も同様なのですが、現行でもやっぱり一般会計のほうから繰り入れをしております。

これも法定内と法定外というものがありまして、法定内というのは、やっぱり基準が決まっております、それだけで賄おうとすると、今の吉賀町じゃとても賄えません。したがって、法定外の繰り入れというのをすべての会計でやっているのが現状でございます。

ですので、それを法定内だけで収めようとする、料金収入に反映するなり、それらのことをしていかなければいけなくなると、もちろん徴収率もそうなのですが、そういったことを検討せざるを得なくなりますけれども、今はまだずっといっていますけれども、料金への見直しをかけていかないということで、今、町はやっておりますので、行く行くはそうなる可能性は否定できないということはあるかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。本案は、報告をもって終了をいたします。

ここで5分間休憩いたします。なお、上田代表監査委員は退席されて結構です。御苦勞でございました。5分間休憩します。

午前11時25分休憩

.....

午前11時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第16、議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第61号吉賀町土地開発公社の解散についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第61号吉賀町土地開発公社の解散についてでございます。

吉賀町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましては、6月の定例会の全員協議会のところで説明をさせていただいた案件でございます。

現行の公社につきましては、合併前の昭和49年、旧六日市町土地開発公社として法人化したしまして、その後、合併を経て吉賀町土地開発公社に名称を変更して現在に至っているというも

のでございます。

今回、現状において設置しておきます事業もないということから、解散に向けてこれまで事務を進めてまいりました。この議会で議決をいただければ島根県に対して解散認可の申請手続等を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第１６、議案第６１号吉賀町土地開発公社の解散についての質疑は保留をしておきます。

日程第１７．議案第６２号

○議長（安永 友行君） 日程第１７、議案第６２号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第６２号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について。吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求める。平成３０年９月７日提出、吉賀町長岩本一巳。

条例の案文の添付をさせていただいておりますが、詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから御報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。

早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第６２号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について詳細説明をさせていただきます。資料につきましては、２３ページをお開きいただきたいと思います。

この徴収条例でございますけれども、国で今年度新たに事業が創設をされました。その事業の内容が農業水路等長寿命化・防災減災事業ということでございまして、２３ページにはその事業の説明を載せておるところでございます。ごらんをいただきたいと思います、大きな表題の下に対策のポイントとございます。その大きな角の下、背景と課題についてちょっと読み上げたいと思います。

施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業が持続的に発展していくためには、

農業生産活動が安心して行われることが重要です。そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していることが大切であり、適時・適切な長寿命化対策等や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、省力化などに取り組んでいく必要があります。

こういったことを目的に国のほうで創設をされたわけでございます。主に水路系の部分、それから防災減災に関する部分というところで事業が展開をされていくというふうに考えておりますけれども、その事業を展開するに当たりまして、今回、お願いをしております事業の分担金の徴収条例というものを制定する必要性が生じたので、その内容でございます。

それでは、議案のほうの条例の内容について御説明をさせていただきたいと思います。議案集のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、趣旨でございます。第1条、吉賀町が行う農業水路等長寿命化・防災減災事業（以下事業といいます）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金の賦課徴収については、この条例の定めるところによるというものでございます。

被徴収者でございますけれども、第2条でございます。当該の事業により、特に利益を受ける土地の所有者及び耕作者とすることとしております。

次に、分担金でございます。第3条、分担金の総額は事業費の15%を限度とするというふうにしておりまして、この15%につきましては、現在、国それから県で実施をされております、県のほうでは県単農地有効利用支援整備事業等、それから国におきましては農業基盤整備促進事業、いずれも5ヘク未満のものであったりとか、200万円以上のものとか、そういった具合に小さな事業でございますけれども、そういった部分につきましては地方自治体の負担といたしまして30%を求められているところでございます。その折半で15%というところでこれまでの事業展開でも15%という数字を使っておりますので横にらみと申しまししょうか、倣うことによってこの15%という数字にさせていただいておるといってございまして。

賦課基準でございます。第4条、分担金は当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案し、町長が受益者に課するというふうになっております。

徴収方法でございます。第5条でございます。分担金を吉賀町会計事務規則（平成17年度吉賀町規則第31号）第11条に定める納入通知書兼領収書により当該年度内に一時に徴収するものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、分割して徴収することができるとしております。

それから、2項といたしまして、前項に定めるもののほか分担金の徴収に関しては、吉賀町税条例（平成17年吉賀町条例第66号）の規定を適用するとしておるとございまして。

分担金の減免でございます。第6条でございます。町長は公益上、その他特別の事由があると

認めるときは分担金を減額し、または免除することができるとしているものでございます。

委任でございます。第7条、この条例の施行について必要な事項は町長は別に定める。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この農業用水路というのは、圃場整備をしたところの水路だけを言うんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 一般に農業用に適用されておる水路でございますので、圃場整備だけではございません。農業用等々に使われておる水路全般でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 聞きましたのは、この連担地で六日市の、ほかにもあるかもわからないのですが、ある河川からとっておる水路がここずっとあるんです。これは、要するに池に使ったりとか、もちろん田んぼに使うわけなんですけど、その場合にちょっと負担、分担金なんかは、私が聞いたのは圃場整理していないところもあるかと思えますけども、こういう例はどうなるかと思うんです。

要するに昔から使って、要するに青線かな、それがあっちです。ここはずっといろいろな本当こう、水路通つとるんです。それ最終的にまた河川に流れるんですが、そういうふうに使生活用、今はあんまり使っていないけど以前はそこで物を洗ったりとか、そういうような水路があるんです。そういうのはどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

たしかに町場におきますと、最初は農業用水路として使われていたものが宅地化によって家になり、結局農地に水を供給するのではなくて家庭用雑排水を流すための水路のようになってしまっているところがございます。今、議員が言いましたように、青道というふうに申し上げておりますけども、ここで今回、私といえましょうか徴収条例をつくりました事業につきましては、純然たる農業施設ということでございますので、町場等々におきまして、そういった水路についてはなかなか適用が難しいかなというふうに考えております。

ただし、現在、七日市の地区におきましては、そういったものを源に発しておりながら、町場ではどうしても生活雑排水等を流すための生活水路になっている部分がございます。実は、それが昨今の雨の事情によりまして、一部越流する、で、床下浸水になるというふうなそういう事

案も発生いたしました。

その部分につきましては、非常に難しいところではございますけれども、青道というところではございますけれども、町としてその部分を改良していくという形にしておりまして、今年度、事業の計画を設計をしているというところでございまして、一部道路改良工事とあわせてやるというふうにしております。

そういった部分がございまして、なかなか一概に町場の部分について、じゃあどうするんだと言われるますと、なかなか難しいところもございますけれども、一律に町として建設水道課として対応していくという方法は、スタンスは持っておりませんけれども、その都度必要に応じて状況等を判断させていただきながら、地区の事情も考慮をして対応していきたいというふうに考えております。

基本的には青道というものについては地元の管理というものが大優先でございますので、そういった管理のもとに管理をしていただくというのが本筋ではございますけれども、そういったように床下浸水をしたとかいろいろな事情がございますので、そういった部分については地元等の事情も考慮しながら対応しているというのが現実でございます。

繰り返しになって申しわけございませんけれども、この事業につきましてはそういった部分には使えませんので、国のお金が入っておりますので純然たる農業用水路というところでお酌み取りをいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 第6条の公益上、その他特別の事由があるということなんですけど、これは災害ということでしょうか、その「特別な事由」というのを具体的にお聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、基本的はそうでございます。災害というもの、減災という事業もこの中には入っておりますので、そういった部分で公益性があるもの、そして災害のおそれがあるものに対して対応する工事につきましては、町長がその必要性を認められれば、減額ないしは減免をしていくという考えでおります。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 済みません。実際災害が起きたんじゃないくて、「災害のおそれがある」というふうに、今、課長言われましたけど、これは災害によって崩れるとかなんとか、こういうような判断は町のほうで町長が認めるということですか、災害のおそれがある、今は起きていないけどおそれがあるというのはどのような基準といいましょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 水路等があることによって、例えば高いところに水路が走っている、それで民家が下にある、それをこのまま放置すると今の段階では漏水等がある、危険である、山崩れ等も発生しかねない。そういった非常に大きい公益性のあるものについて災害のおそれがある、そのために事業対応するということについては、負担金については考えることができるというふうに考えております。

ただし、採択をする、しないという事業につきましては、国の事業でございますので、県・国を通してその事業が認められなければ工事ができませんので、そういった部分は大きな問題があるろうかと思えますけれども、基本的な徴収の部分につきましてはそういった考え方でやるということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 説明があったかとは思いますが、この事業の工事費の上限とこのがあるのでしょうか。それをお聞きしておきたいと思えます。

それと、耕地整理なり何なりをして、かなり老朽化した用水が目立つわけですが、この中で長寿命化の中で分水ゲートの自動化とかいろいろありますけど、取り入れの今までのあった取り入れを新しい設備にするとかいうようなことも、この事業の中で可能なかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、上限があるのかという問題でございますけれども、上限はございません。ただし、下限がございます。200万円以上という事業設定がございます。200万円を超えるものについてはこの事業を適用して防災減災、それから長寿命化に努めていきたいというふうに考えております。

それから、今言われましたように事業の内容でございますけれども、趣旨がこういった内容になっておりますので、恐らくいろんな事業に対応できる専務的な整備につきまして事業対応できるというふうに考えております。その都度いろんなことがあろうかと思えますので、できましたら建設水道課のほうにお問い合わせいただければと思えますけれども、今、言われました範囲につきましては恐らくできると。できるんじゃないかというふうにこちらでは判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 農業水路等長寿命化・防災減災事業、この事業の採択基準というものとはどのようなものなのかというのと、次にこの事業を計画するのは誰かということをお尋ね

します。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 採択の基準でございますけれども、要件といたしましては長寿命化・防災減災計画を作成するということでございまして、計画を作成する必要はございます。その計画を作成する手だてといたしましては、広く皆様方の要望をお受けをして、その年に計画を提出し次年度から計画を進めていくという形になります。

それから、要件といたしましては今言いましたように、事業費が200万円以上、それから受益者が農業者2人以上というのがございます。それから、1工区当たりの事業工期が原則3年以内に終了するもの、そういったものが大きな採択基準というふうになろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 採択基準はわかりましたが、事業を進めるのは誰かというかのが抜けておると、それからもう一つは、この水路は3年以内に完成するんだったら、例えば水路の大きさ、極端なことを言うと、そういうものが最低限これ以上はないといけないと。今のを聞きますと2人以上がそういう受益を受ければいように感じれば、その農業用水路なら2人以上が持っておるその青線水路のちょっと小さいもんでも危ないということになれば、できるように受け取れたんですが。そのあたりのことをちょっともう少し詳しくお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えをさせていただきます。

事業主体でございますけど、申しわけありません、吉賀町でございます。町が直営で事業実施をするということにしております。

それから、水路が広げられるのかということでございますけれども、基本的にはそういう要望等々によりまして、いろんな形のものがあろうかと思えます。パイプラインということもありましょうし、水路を大きくして開渠のものがほしいというものもあろうかと思えます。この場でなかなかこれはいいけど、あれはだめだというのも難しゅうございますので、要望等がございましたら建設水道課のほうへお問い合わせいただけたほうが安心かなというふうに思っておりますけれども、基本的なものにつきましては、大体事業が対応できるというふうにこちら聞いておりますので、理不尽な内容でなければ、農業をしていく中でここが必要だ、あそこが必要だ、直していかなきゃいけないんだ、防災減災の関係があるんだということにすれば、この事業が大きく使えるというふうに聞いておりますので、いろんな工事の対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 今、関係者が２人以上ということの説明がありましたけど、受益者の縛りだけで耕作面積というような縛りはないのかということと、ここに事業費の１５％を限度とすると書いてありますけど、その下に当該土地が受ける利益を勘案して、町長が受益者に課するという項目があります。

もう少しかみ砕いて、その辺のそこはどのように考えておられるのかというのを少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 私が持っております資料によりましては、面積的な要件等は書いてございませんので、ちょっとこの場ではお答えできないかと思います。

それから、徴収金等の内容でございますけども基本的には１５％、つまり町は負担をします。３０％の折半ということになるかと思っております。ただし、これにつきましてもいろんなやり方がございますので、今言う防災の関係とか広く皆さん方の災害の除去ということになりますと、そういった部分で減免、減額等ができるというふうに考えておりますので、というふうにつくっておりますので、そういったところでお読み取りいただけたらというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） 町道の側面に農業水路が走っていると、そういうのは、建設水道課は町道の側道だという認識であるということなんですが、その辺はどういうふうにこっちは理解したらいいですかいね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

議員が申しますとおり、側道にありますものは、一応、兼用水路というふうになっておりまして、用水でもありますし、町の側溝でもございます。基本的にそれが傷んだ場合には、兼用水路となっておりますので、吉賀町のほうが優先して直すようにはしておるところでございます。

ただ、農業用水路ということになりますと、その部分も対応可能ではあると思いますので、その辺については地元との協議ということになりましようか、いろんなパターンとしてあろうかと思えます。

ただ、道路の横にあります兼用水路につきましては、やはり道路の機能も持っておりますので、排水機能ということも持っておりますので、そういった部分で御用命があればできましたら建設水道課のほうへお問い合わせをいただいて、地元の方の協議をさせていただいたり、そういった方向で決定をしていただければいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第 17、議案第 62 号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで、これより 1 時まで昼休み休憩にいたします。休憩します。

午前 11 時 58 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

.....

日程第 18、議案第 63 号

○議長（安永 友行君） 日程第 18、議案第 63 号吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第 63 号でございます。吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例について、吉賀町真田グラウンド施設条例（平成 27 年吉賀町条例第 48 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、教育次長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、議案第 63 号吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例についてということで、詳細説明をさせていただきます。

本定例会の参考資料のほうの 24 ページ、25 ページをお開きください。こちらのほうの新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、現在施行しております吉賀町真田グラウンドの照明施設の竣工後の使用料につきまして改正するものでございます。

まず、新旧対照表で見ていただきますと、第 13 条の利用時間でございます。これにつきましては、現行が午前 8 時から午後 5 時までということとなっておりますけれども、照明施設が完成しました後には午後 9 時までということで改正をしたいということでございます。

地元の方との協議の中でも 9 時までならいいですよということで、逆に 9 時までにはやめてくれということでございまして、そういったところで、この 9 時に設定をさせていただいたということでございます。

それから、その下の別表でございます。別表につきましては、光熱使用料ということで、別表の中に追加をさせていただくということで、改正後の案のほうを見ていただければと思います。

まず、冷暖房設備ということで、管理棟のほうに冷暖房設備、クーラーですけれども、エアコンを取りつけましたので、これの使用料を200円ということで追加をさせていただいております。なお、いずれも1時間の使用料でございます。

それから、照明設備でございます。照明設備は、一応考えられるパターンをその5パターン、5つのパターンが考えられますので、それぞれに利用料金を設定をしております。まず、全面全灯ということで1,200円、それから全面半灯、全面というのはエリアの問題です。それから全灯、半灯というのは明るさの問題ということで、200ルクス、100ルクスということでございまして、半灯というのが100ルクスで、これが800円、それから2分の1面、半分を使用する場合、全灯で使用する場合800円、それから半分で明るさが半灯ということで600円、それからもう1パターンありまして、半分は全灯で使用する、半分は半灯で使用するというパターンがありますので、これが1,000円ということで設定をさせていただいております。当然、ここに書いてございます金額につきましては、税抜きでございます。

それから、25ページのほうをごらんください。先ほどの照明設備の使用料をどのように考えて設定をしたかということでございます。

まず、照明施設をどの程度使うかということで考えました。それで、年間日数の試算をするのに、まず雨が降っては利用できないだろうということで、降水量ゼロミリの日数ということでございます。降水量がゼロミリということなので、雨が降らないということではございませんけれども、1ミリに満たないという考え方だろうと思いますけれども、これが過去5年間の平均ですけども、205.4日、年間ですね、ありまして、そのうち、降雪の日数もありますので、これが年間平均降雪がある、降雪の日が年間43日ということで、データの平均なんですけども、そのうちで5センチ以上の積雪があるのが年間26日ということでございます。雨と雪というところで考えますと、年間利用できるのが205.4日から26日を引いて179.4日は使えば使える日数ではないかということでございますけれども、その中で、稼働率を一応60%、この179日のうち60%を使うというふうに仮定をして、今回の使用料金を計算をしております。

実績がございませんので、この辺がちょっとわからないところなんですけども、いずれかのところで見なくちゃいけないということで、100%使った場合とかあと40%使った場合とかもちょっと若干試算をしたんですけども、60%で仮定して今回の使用料を算出しました。

真ん中から下のところですけども、電気料金の試算でございます。これにつきましては、さっきの5パターンでそれぞれの月当たりの電気代を計算をいたしまして、それを60%の利用率で時間当たりに割り崩したというところがそこに書いてあります。その端数を切って利用料の設定をしたということでございます。11月から利用する予定にしておりますけれども、それ以降、どの程度の利用があるかということで、若干の電気料金とかが変わってくる可能性もあるん

ですけれども、とりあえず、この考え方でやらせていただいて、大きくかけ離れるような状況があれば、また検討しなければならないというふうに思っておるところです。

それから、近隣の同様の施設もありますので、その辺も調査ができればよかったんですけども、LEDでこういった施設がなかなかないということが一つと、あとやっぱり最近、近隣でこういうのができたところがないので、なかなか聞いてもどういうふうに設定されたか、使用料を設定されているかというのがわからないような状況でした。そんな中で、こういった試算にしかする方法がなかったというところで御理解をいただければというふうに思います。

実際に、供用開始をして、基本的には電気代部分を負担してもらおうということで料金設定をしておりますので、これが大きくかけ離れるような状況があれば、また再検討したいというふうにも思っておるところでございます。そういったところで御理解をいただければいいかなというふうに思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですが、日程台18、議案第63号吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第19. 議案第64号

日程第20. 議案第65号

日程第21. 議案第66号

日程第22. 議案第67号

日程第23. 議案第68号

日程第24. 議案第69号

日程第25. 議案第70号

日程第26. 議案第71号

日程第27. 議案第72号

日程第28. 議案第73号

日程第29. 議案第74号

日程第30. 議案第75号

日程第31. 議案第76号

日程第32. 議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第１９、議案第６４号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてから日程第３２、議案第７７号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についてを一括の議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第６４号以下一括で上程をさせていただきます。

議案第６４号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について、吉賀町森林活用環境施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。平成３０年９月７日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町コウヤマキギャラリー、コウヤマキ自生林接続遊歩道。２、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町有飯４４４番地２、名称、有飯コウヤマキギャラリー指定管理の会、代表者名、代表榎田祥恵、３、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで。

議案第６５号吉賀町交流施設の指定管理者の指定について、吉賀町交流施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。平成３０年９月７日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町長瀬峡自然公園、林産物展示販売所、吉賀町ふれあいホール、高尻川リバーサイドログハウス村、安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村、なつめの里交流館、２、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市３９８番地２、名称、株式会社サンエム、代表者名、代表取締役齋藤達雄、３、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで。

議案第６６号吉賀町公園施設の指定管理者の指定について、吉賀町公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。平成３０年９月７日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、正国公園、深谷公園、みろく公園、水源公園、吉賀町水源会館、真田ポケットパーク市場、２、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市３９８番地２、名称、株式会社サンエム、代表者名、代表取締役齋藤達雄、３、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで。

議案第６７号吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定について、吉賀町スポーツ公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。平成３０年９月７日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町スポーツ公園、２、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市３９８番地２、名称、株式会社サンエム、代表者名、代表取

締役齋藤達雄、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

議案第68号吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定について、吉賀町真田グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、真田グラウンド、管理棟、吉賀町交流研修センター、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市965の1、名称、一般社団法人スポーツクラブSparkle Star、代表者名、岩本明彦、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで。

議案第69号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、蔵木グラウンドゴルフ場、大野原グラウンドゴルフ場、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町立河内53番地、名称、株式会社エヌディーエス、代表者名、代表取締役小濱貢、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

議案第70号吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理の指定について、吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町高品質堆肥等供給施設、吉賀町生しいたけ菌床生産施設、吉賀町特用林産物集出荷施設、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木村柿木500番地1、名称、株式会社エポックかきのきむら、代表者名、代表取締役河野克則、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

議案第71号吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について、吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町産直市場集出荷施設、吉賀町地域食材供給施設、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木村柿木500番地1、名称、株式会社エポックかきのきむら、代表者名、代表取締役河野克則、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

議案第72号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について、吉賀町農産物加工施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第

6 項の規定により議会の議決を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町農産物加工施設、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木村柿木 8 4 2 番地、名称、柿木村農産加工組合、代表者名、河野昭子、3、指定の期間、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

議案第 73 号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について、吉賀町福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町福祉センター、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市 580 番地 4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長齋藤勝輝、3、指定の期間、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

議案第 74 号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について、吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町特別養護老人ホームとびのこ苑、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市 580 番地 4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長齋藤勝輝、3、指定の期間、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

議案第 75 号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について、吉賀町授産活動作業場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町授産活動作業場、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市 580 番地 4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長齋藤勝輝、3、指定の期間、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

議案第 76 号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、吉賀町デイサービスセンターを指定管理者の指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町六日市デイサービスセンター、吉賀町七日市デイサービスセンター、吉賀町柿木デイサービスセンター、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市 580 番地 4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長齋藤勝輝、3、指定の期間、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

議案第77号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について、吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成30年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町飛行場外離着陸場、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市368番地4、名称、社会医療法人石州会六日市病院、代表者名、理事長重富亮、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。
以上でございます。

なお、この件につきましては、8月31日に開催をさせていただきました全員協議会の中で御説明、御報告をさせていただいておりますので、本件についての詳細説明につきましては割愛をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。なお、質疑は議案番号等を示してから質疑を願います。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案番号は65号と66号になると思われませんが、実は、8月31日に開催された全員協議会で説明を受けたときの資料で、指定管理料をそのときの資料の11ページに、平成31年度から平成35年度で指定管理料ということで出されております。これが一応、この表は指定管理者の公募のときの基準額に、指定管理料の基準額に消費税10%を加えた額だという説明を受けておりましたが、ちょっとそれで、あとよく見て、私もいろいろ計算をしてみたんですが、この指定管理料そのものが年々少なくなっているのと、10%足したものよりも、ということが一つ。なぜ少なくなっているのかなというのが1点と、それからこの指定管理を選定したということですが、この相手方の申し出というんですか、提示額よりも極端なところ5年間で300万円くらい、300万円ちょっと少ない提示額を指定管理料よりもしてあります。ということになったときに、年間60万円とか七、八十万円とか、5年で終われば300万円少ないとしたら年間50万円ぐらいになると思うんですが、これらについて、一応交流施設の自然公園とか公園施設ですが、これらが、いわゆる、どう言えいいんですか、雑草の伐採というんですか、草の伐採を含んでいるのかどうなのか、含んでいたら、そういうところの草は刈りませんということであつたら安くても仕方がないのかなと、今、例えば、普通作業員が1人1万円と計算しましても、年間で50万円とかいったら50人約ぐらひは雇えると思うんですが、そうすると、伐採も十分それぞれの交流施設とか公園施設でできるんじゃないかと思っておりますが、そのあたりのことについて、全員協議会の際に、そのあたりはわかりませんでしたので聞けませんでした、このことについてお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 失礼しました。まず、8月31日の全員協議会でお示しをいたしました資料、全員協議会で示しました資料11ページ、ここに平成31年度から35年度までの指定管理料の記載をさせていただいているところがございます。

それで、この指定管理料につきましては、指定管理のこの募集のちょっと流れをさきにお話をさせていただきますと、役場のほうから、私どものほうから、いわゆる基準額というものをお示しをさせていただいて、その範囲内で向こう5年間、指定管理を受けたいという方が収支計画を立てられて提出、応募をしていただくというものになってまいります。

したがって、出された収支計画が基準額の中に納まっており、応募された方が指定管理料をいくらというふうに数字をはじいておられますので、それに対して消費税を掛けたもの、それがここに載せてあります。なので、年度ごとによって数字が必ずしも横並びになるものではないです。あくまでも応募された方が収支計画をつくられて、それがもとなる数字ですので、年度ごとでそこで移動があればそのように移動をいたしますし、それがずっと5年間、同じ数字が並んでおれば、結果としてこの資料としてお示しする数字には、同じ数字が載ってくるという、こういうことになるということでございます。

それから、2点目の話です。御質問のあった施設につきまして、いわゆる指定管理の内容の中に草刈り等が入っているかという話ですけれども、この草刈り等が入っているということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） グラウンドゴルフ場の件についてちょっとお聞きしますが、蔵木も大野原の分も天然芝ということなんですが、津和野町の道の駅にあるグラウンドゴルフ場も非常に立派なグラウンドゴルフ場で天然芝なんですが、前聞きましたけれども、天然芝というのは管理が非常に難しいということで、1人は専門の庭園業者とかそういう資格を持った人が必ず担当しているということなんですが、この選定結果とか選定の中にそのことはありませんが、もう全てエヌディーエスさんのほうに任せて、その天然芝の管理についてはもうどうなろうが任すということなんでしょうか。それともエヌディーエスさんのほうで、1人は専門業者を雇い入れるというか、その辺についての何か聞いておられますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） グラウンドゴルフ場の芝の管理でございますけれども、これについては、今議員がおっしゃられましたように、大変専門性が伴うというものでございます。当然、仕様書の中にその辺の専門的な知識と実績を有した者をやっぱり配置するよということは書いておりますし、どういった作業をしてもらうかということも仕様書の中に盛り込んでやってお

ります。

応募があった業者がエヌディーエスということで、最終的にそれを選定したということでございますけれども、恐らく現時点でそれに見合う専門の業者がそこに雇い入れられているかどうかというのはちょっとわかりませんが、私どもとしては、そういう専門、何ていうんですか、専門的な知識を持った従業員がいないというところになれば、その部分を専門的な業者に委託してもらうことも可能な範囲での基準額を設定をしておりますので、そういった芝の管理に関しては、町と十分協議をしてやってもらいたいということで、仕様書には書き込んでおります。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 天然芝の管理というのは非常に難しいということで次長も今おっしゃれましたが、この5年の中で本当に天然芝の管理というのは難しいので、恐らく途中で水不足でどうなったとか、あるいは管理の不足といいたいでしょうか、そういうことで天然芝が枯れるとか傷むとか張りかえのときはそういうことがある、5年という長いスパンなんであるかと思いますが、やはりその辺ははっきりエヌディーエスさんのほうで、例えば管理のミスとは言いませんが、そういうことで芝生が枯れた場合については、町としてはエヌディーエスさんのほうで全部見てもらうとか、そういうはっきりした条件をつけておかないと、これは必ず天然芝の管理は難しいので、5年以内に必ず不測の事態が起きるんじゃないかと思うんですが、その辺のところは、今のお話では任すということなんですが、非常に曖昧ということなんですが、枯れた場合はまた町のほうで張りかえをやるというふうになりがち、多分なると思いますので、その辺については線引きをはっきりしとくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今おっしゃられましたように、極めて不明瞭といえますか、じゃあどこまでが誰の責任になるのかという部分が、特に何といえますか、自然条件が加味される可能性がある。まさにことしの夏がその状態でありまして、それで、大野原のグラウンドゴルフ場については業者に完全に委託をしておりました。今あの状態です。枯れずに何とかかなりましたけれども。蔵木については、ずっと直営で管理をしてきたという経過がありまして、若干この春に業者のほうに手を加えていただいて持ちこたえたというような状況です。

かなりこういった自然条件の年は、天然芝の管理が難しいということは身を持って体験をしておりますし、相当、多分大野原のほうも業者の方が手をかけられているというふうに聞いております。

それで、問題は、じゃあどういった状況でそうなるのかというか、どう判断するかなんですよ、枯れた場合とか。一応、こと細かくどういう作業があるかということでちょっと申し上げますと、例えば、芝刈りとか施肥とか散水、除草、薬剤散布、それから土を入れたり除草剤を散布したり、

あとは落葉の処理だとかで、そういったものをやっぱりどの程度やるかということのをこと細かく一応仕様書には書いています。

それと、リスク分担表の中で、そういった作業がされなかったことによって、明らかにそれが枯れたという状況になれば、それは業者の責任ですよということを、ほかの、いわゆる指定管理のリスク分担表とは1項目その芝のことをちょっと書き加えて、その辺もまあ一応入れてはおるんですけども、じゃあどういった条件でというのがなかなかこれ線を引くのが難しいと思うんで、やっぱりそこになると、ことしのような気象条件の場合、ここに規定される、仕様書に規定される作業が的確に実施された中で枯れた場合は、まあ両方で協議するしかないかなというふうには思っています。

その辺をはっきりしろと今ここで言われると、かなり難しいと思いますし、委託もできないというふうに思いますので、そういった状況で、こちらとしては考えられる部分で仕様書の中に盛り込んだつもりではおるんですけども、どういった不測の事態が起こるかというのはちょっと予想できないのがありますんで、災害であったり、そういった自然条件に関しては、ちょっと予測がつかないところもあると思いますので、その辺はもう仕方なく協議になるんじゃないかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今と同じで、議案第69号のグラウンドゴルフ場の指定管理の件で、特に大野原のグラウンドゴルフ場で、ことしの暑い中でスプリンクラーで散水をしていただいておりました。高津川からポンプで水を上げていたわけですけども、この電気代、ポンプを回すための電気代の負担というものは、支払いをするのは町が払って今の指定管理を受けるところは、その件については関係がないというふうに理解をしてよろしいかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 指定管理の中にそのポンプ代までは考慮していないということでございます。

○議長（安永 友行君） 大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私、議案第70号と71号に関連すると思いますが、いわゆるエポックかきのきむらですが、同じく8月31日の全員協議会での第三セクター等の経営状況についての報告を聞きましたが、この報告書の中で、第三セクター等チェック表による予備的経営状況では、深刻な経営難の状況にあり、経営の観点から事業の存廃を含めた検討が必要ということが書いてありますし、今後の方向性に関するコメントの中で、客数の減少等による経営状況の悪化は危機的な状況で、経営努力による改善では限界があると見られる。よって、今後の経営に向けては事業の整備が喫緊の課題となっているというコメントがございますが、このような状

況の中で、エポックとしては菌床しいたけの関連施設と地域食材供給施設を行うことについては、経営に効果があるという判断をされたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） なかなか難しいことですので、的確な答えができるかどうかわかりませんが、先般の全協でやりました第三セクターの経営状況等の報告書にもありましたが、実際、平成29年度は大きな赤字を出しておるという状況でございます。

実際、いわゆる菌床関係、これにつきましては、今までも菌床またはしいたけ、この部分が黒字でどうにかエポックの経営が成り立っておったということで、今の地域食材供給施設、いわゆるあそこは物産売るところとレストラン部分ですが、この部分につきましては赤字が出ておる。この指定管とは関係がない、いわゆるアンテナショップが廿日市にあります、これは、赤字がかなり出ておるということで、27年度、8年度につきましては、どうにか営業利益が出て、黒字になっておるという状況であったんですが、この29年度につきましては、特にアンテナ、この部門が大きな赤字原因となりまして、会社経営自体に影響を及ぼしたということがございます。

先ほど言われました全協で書いて報告しました第三セクターのところですが、それじゃあその赤字の分野を、それじゃあどうしていくかということにつきましては、至急検討をして、やめるならやめる、そういうことを決めていかないと、赤字部分は大きくなるということですので、そのことを町としても指導をしていくということが、この全協のほうに、資料のほうに書かせてもらっているということでございます。

何かちょっと説明不足がありましたらまたお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の回答では、要は私が聞きたかったのは、菌床しいたけ関連施設と地域食材供給施設はエポックのためになっているのかどうかということを知りたいんですが、その辺の明解な回答がないように思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 大変済みません、明確な答えができません。エポックの会社の経営のためになっておるかどうかということでございますか。

先ほどもちょっと触れましたが、いわゆる菌床しいたけ関連施設、これにつきましてはエポックの経営にも地域産業にとっても雇用の場にとっても大きな大切な分野だというふうに、エポックのためになっていると思っております。

もう一つ言いましたが、いわゆる地域食材施設等ですが、ここの分野につきましては若干の赤字が出ておると、ですから、経営面で行けば多少の負担は生じることもあるかもしれないというふうに思っておりますが、ただ、今の柿木の農家さん等の農産物、こういうものを販売していく

ということでその地域の産業を守っていくという分野に限っては、これは必ず必要な施設だろうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 議案 6 8 号と議案 7 5 号についてちょっとお伺いしますが、6 8 号のこのグラウンド、真田グラウンドゴルフの指定、これ全協で説明があったかよくわからないのですが、これ 3 年になっております。これだけ指定期間が 3 1 年から 3 3 年になっておるんですが、これ何か理由があるんでしょうか。（「2 年よ」と呼ぶ者あり）何が、2 年か、そういうちょっと違うか、2 年じゃね。3 1、3 2、3 3、引きや 2 年か、そのことと。

それから、7 5 号の授産活動作業場、これは銀杏寮の中にある分ですか。これ、今どういうことをされておるのかをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 議案第 6 8 号真田グラウンドの関係です。

ほかと比べて指定期間が短いということで 2 年でございますけども、その理由でございます。これにつきましては、端的に実績がないので 5 年間でやったときに大きく実績とやっぱり指定管理料の算出したものがかけ離れるような状況があったらいけないということで、とりあえず 2 年にしたということが大きな理由でございます。

それで、真田グラウンドにつきましては、そこに書いてありますようにグラウンドと管理棟と交流研修センターというところで、教育委員会だけでもないわけです、管轄しているところがです。そういったところで、特に先ほど言いましたけども真田グラウンドの照明施設もやっぱり実績がないということで、どの程度使われるものか、どういった状況が出るかということもあると思うので、とりあえず 2 年指定管理で出ささせていただいて、またその実績を見て検討しようということでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

議案第 7 5 号吉賀町授産活動作業場についての御質問についてお答えをしたいと思います。こちらに上がっております吉賀町授産活動作業場につきましては、吉賀町柿木村柿木、今の老人福祉センターはとの湯荘の隣にあります施設でございまして、昭和六十たしか一年に、当時、旧柿木村が高齢者あるいは障がい者の授産活動の拠点という形で整備をさせていただいた施設でございまして、こちらのほう、今現在、吉賀町社会福祉協議会のほうが障がい者に対する就労継続支援型の事業所として活用しておるものでございます。ですから、銀杏寮とは別の施設ということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） これ、一つごとの議案ではなく、全体のことでよろしゅうございますかいね。——はい。

先日の全協の折にもちよっと思ったんですが、個々の採点等いろいろ全部、何点、何点というのをここで言うわけにはいきませんので言いませんが、採点結果というのが高いところで四百五十何点、460点弱、それから、低いところでは採点結果が402点というようなところがありますが、この辺のことについて、満点が700点の中で四百ちよっとなんじゃけ、半分より上かということで満足されておられるのか、もし700点満点で最高でも458点とか9点ぐらいの点数と思うんですが、せっかく700点満点をやっておるのに、そのぐらいの点数。

それと、500近いんじゃけええよということと、それから400すれすれというようなことになると、この辺の、これも同じように指定管理料としては満額を恐らく払われると思うんですが、その辺のことについて担当のほうから、この辺はちよっ和低いんだからこの辺のところは改善してくださいよとかそういうふうなところの指導されておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

ただ、管理料は500点近い人にも満額を払う、400点でも満額払う、それで例えば先ほどからグラウンドゴルフでも出ておりますが、あの草刈りでも満遍なくやる会社もおるし、片つらは10回のところ3回しかせんでも同じようになるというようなことでは、この指定管理のちよっ価値が落ちるんではないかと思いますので、その辺のところを採点方法もお聞きしたいですが、7名ということがこの前の会議の中で言われましたけど、もう少し会社の名前等が出るのでなかなか言えませんが、その辺のそこをちよっ説明していただけたらと思います。よろしく。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 選定委員会は私が委員長をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。700点満点というのは7人ですので、700点であれば100点掛ける7人というふうに見ていただいたらよろしいと思います。それで、その7人の点数の合計がそこに書いてある、例えば460点であれば7人の合計が460点であったというふうな点数でございます。

採点の方法としましては、大きく、この間資料にもあったと思うんですけども、着眼点というか、この間、全協資料で言いますと、6ページの（3）の選定基準というのがございますけども、その基準が満たされるかどうか、その辺についてのところで点数をつけているところでございます。

個別には、5点満点のところがあったり、10点満点のところがあったりします。その中で、

5点満点で3点とか、4点とかあるいは2点とか、そういう形で点数をつけてもらいました。

それで100点満点になっているということで、项目的には10項目、15項目ぐらいの項目がございます。それをさっき言ったように5点満点、あるいは10点満点で採点をしていくということでございます。その結果、7人の合計がこの得点になっているということでございますので、そういったところでの採点をさせていただいたというものでございます。

それから、不備な点があるかないかとかそういったところですけども、これは先ほど次長が例も申されましたけども、個別の施設でそれぞれ仕様書をつくっております。ここの施設を管理するに当たっては、こういう管理を下さいという仕様書をつけております。ですので、それに基づいて管理をしていただくことになります。

当然、それがやっていない、年間5回草を刈りなさいというのが3回しかやっていないということであれば、当然、こちらから指示をさせていただきます。やっていないということで、ですので、もう全ての施設がそういった形で、この管理のやり方というのを示しておりますので、それに基づいて管理をしていただくということでもあります。

それから、その管理上のいろいろまた問題が起こったとき、そのときはどっちが負担するか、これについてはリスク分担表というのが、これはもう全員協議会の資料のところにしておりますけども、それに基づいてどちらが補填をするということも決めていただきます。

ただ、先ほど言いましたように自然の相手のこととか、そういった部分にはお互いに協議ということにもなろうかとは思いますが、一応、全部の施設がそういった形で基本原則に基づいて管理契約等を交わしていただくというようなことになるかと思えます。ですので、全体の流れがちょっとそういった形になります。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、副町長言われたように選定基準というのは6ページにあるのは多少読んでの質問だったんですが、どちらにしても平均7人の方が、平均したら60点ぐらいだろうと思うんですが、実際に700点満点というのはないかもしれません、60点ぐらいならええか、例えば、これが350点なら指定管理には指定しませんよとかいうその辺の基準があるかないか、それから、今言ったように402点で、まあまあこのようにやってくださいよというのを、そこの選考委員会で意見としてすぐ直接選考委員の方がここが悪いからこういうふうにやっていただきたいというようなことも言われるのか、それから、選定されましたが、こういう文書で出していくのか、それから最終的に年度末になって芝のことばかり言うちゃあいけません、施設のこともあるかと思いますが、結果的に最初に出した例えば402点なら402点のまんまのことしかやっていなかったということになれば、別にペナルティーは出てこんのだろうと思えますが、その辺まで指定管理も結構、業者の方はなかなかおられないと思えますけれども、

ある程度は血税を使いますので、厳格にやっていただきたいというふうに思いますが、その辺の最低ラインとかというようなことがもしあれば教えていただきたいし、もしないようでしたらもう最初からだめだよと、もう一回再募集かけるとかというようにことをされるのかどうかのこともお伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 済みません、先ほどそれ言わなきゃいかんかったですが、申しわけありませんでした。町の基準としましては、100点満点であれば50点というのがあります。でするので、採点をつけて50点に足らなかったら、その業者にはお任せはできないということで選定されませんでしたという通知を差し上げることになると思います。

先ほど言いましたように、5点満点でつけたら、これ委員さんのもうそれぞれの判断ですので、4点をつけられる方があれば、3点をつけられる方もある。ですので、なかなか満点というのはなかったのが現実でございますけども、そういうことでございます。

それと、委員会はあくまでもその業者がこの施設を管理できるかどうかを判断するところでございますので、こと細かに、そうじゃ草刈りがどうかというそこまでは委員会では求めておりません。それはもう後は個別の役場の部署の中でそこが適切な管理ができるかどうか、そこが管理、こちらがお願いするわけですので、そこはその辺については各部署で指示をするなり協議をするなり、そういったことをやることになる。委員会ではそこまではやりませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 質問は以上ですが、先ほど言いましたようになかなか業者もいない中で、やってもらわにや困るところもありますけれども、しっかりその辺の指導なりをしっかりと担当のほうでして頑張っていたきたいと思います。

これは要望になりますが、そのようにしていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 各施設にちょっと共通する部分なんですけども、例えば草刈りの業務であつたり、それから受け付けを行わなければ、そういう事務を行わなければならない施設であつたりいろいろありますが、そこで働く人たちの労賃、時間単価について、この基準額を設定するときにはどのような考慮、判断を行ったのか、統一して答えられるのであれば統一して答えていただいてもいいんですが、その辺、労賃についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

施設、若干の違いはあるんですけども、賃金の単価については町の臨時職員の単価であります

とか、最低賃金でありますとか、そういったところを基準に算出をしております。

若干施設によってプラスマイナスはございますけども、そのあたりのところを基準にやっております。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） 済みません、全協の資料の 10 ページ、指定管理料基準額比較という欄で、5 年間の基準額がパーセンテージはわかりませんが、大体基準額が上がっているということは、町の算定がもう今後 5 年間はこのぐらいの経費が余分にかかるじゃろうとか、また何か追加でいろんな仕事といいますか管理を発注しておる、組み込んだとかいろいろとあると思うんですが、わかる範囲でいいんですが細かくちょっと教えてほしいんですが、交流施設と、公園施設、ちょっと年間管理料にしてもちょっと上がっているような気がするんですが。お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

交流施設と公園施設の上がった理由ということでございますが、項目で大きく上がりましたのは、やはり管理費が、実際の管理費、光熱水費や燃料費等が上がっているということが一つと、もう一つが先ほどありました最低賃金等も上がっておりますので、それに合わせて人件費も上がっているということが大きな理由になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第 19、議案第 64 号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてから日程第 32、議案第 77 号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

ここで 10 分間休憩します。

午後 2 時 06 分休憩

.....

午後 2 時 16 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第 33、議案第 78 号

○議長（安永 友行君） 日程第 33、議案第 78 号平成 30 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第78号でございます。平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,673万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,586万3,000円から、1,193万円を減額いたしまして、1億393万3,000円。

款8繰入金、項2基金繰入金500万円から500万円を減額いたしまして、現計額0になります。

款9繰越金、項1繰越金1,000円に2,886万円を追加いたしまして、2,886万1,000円でございます。これによります歳入の合計7億1,480万7,000円に、1,193万円を追加いたしまして、7億2,673万7,000円でございます。

2ページ歳出でございます。

款9基金積立金、項1基金積立金1万5,000円に500万円を追加いたしまして、501万5,000円。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万5,000円に530万5,000円を追加し、581万円。

款11予備費、項1予備費552万4,000円に162万5,000円を追加し、714万9,000円でございます。これに伴います歳出の合計7億1,480万7,000円に1,193万円を追加し、7億2,673万7,000円とするものでございます。

なお、3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細の説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第78号国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。予算書の5ページを開きいただきたいと思います。

歳入の部分でございます。5ページの一番下でございます繰越金のほうから説明をさせていただきます。本日午前中の平成29年度国保会計決算によりまして、2,886万円が繰越金とい

う形で発生をしております。こちらの主な内容といたしましては、出納室長のほうからありましたとおり、今年度から国民健康保険が都道府県化をされたことによりまして、共同事業、いわゆる高額な医療費が発生し、単独保険者では対応が困難なものに対する全体的な共同事業という制度ございまして、こちらのほうが廃止になった関係で、拠出金等の精算が行われたことが1点と、それから、国からいただきます療養給付費負担金の部分に超過分が発生したこと、同じく、退職療養費の給付金の交付金につきましても、同様に超過分が発生したということが主な繰り越しの財源というふうになっております。

続きまして、一番上でございます。国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、当初予算額を1,193万円減額をさせていただいております。この理由につきましては、本算定賦課を行いまして、平成30年度の所得割の対象額、こちらのほうが減少したために、当初予算額からこの1,193万円を減額させていただくものでございます。

先ほどの国保税の減額分につきましては、最初に申し上げました繰越金で補う計画となっております。続きまして、中ほどの国民健康保険事業の基金繰入金、こちらにつきましては、当初の予算におきまして、基金を取り崩しまして500万円を繰り入れる予定でございましたけれども、先ほど申しました繰り越し財源がございますので、この繰り入れの必要がなくなったために500万円減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして6ページ、歳出のほうをごらんをいただきたいと思います。そういった国保税の減額部分等々を補いまして、財源的に余裕がございますもので、9款の基金積立金、国民健康保険事業基金積立金、こちらのほう、当初基金分の利子分のみの積み立ての予算でございましたけれども、余裕が発生したというようなことがございまして、あらたに500万円を増額をさせて積み立てをさせていただくという内容になっております。

それから、中ほどにあります諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金でございます。こちらは、国、それから退職医療等々で国と社会保険支払い基金等に返還金が生じておりますので、こちらのほうをこちらで償還金として還付分を予算化をさせていただいたということでございます。

以上、差し引き行いまして、162万5,000円ほど残りますので、こちらについては一番下の予備費に計上させていただき、今後の給付費の高騰等に対応させていただきたいという予算内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第33、議案第78号平成30年度吉賀

町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３４．議案第７９号

○議長（安永 友行君） 日程第３４．議案第７９号平成３０年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第７９号平成３０年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

平成３０年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４０万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３,０９３万９,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正による。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

１ページの第１表でございます。歳入出予算補正、歳入でございます。

款５繰越金、項１繰越金、現計の１,０００円に対しまして４０万９,０００円補正し、４１万円でございます。これに伴います歳入合計２億３,０５３万円に、４０万９,０００円を追加し２億３,０９３万９,０００円でございます。

２ページ、歳出でございます。

款４予備費、項１予備費、１万５,０００円に、４０万９,０００円を追加し、４２万４,０００円でございます。伴います歳出の合計２億３,０５３万円に４０万９,０００円を追加し、２億３,０９３万９,０００円でございます。

これも、繰越金の処理でございまして、ページで申し上げますと、５ページ、繰越金の４０万９,０００円を補正いたしまして、予算現計額４１万円になります。受けましたその繰越額につきましては、６ページにありますように、予備費のほうへ補正をさせていただきまして、４２万４,０００円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第３４、議案第７９号平成３０年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３５．議案第８０号

○議長（安永 友行君） 日程第35、議案第80号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして議案第80号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,398万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,966万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金2億6,646万7,000円に413万8,000円を追加し2億7,060万5,000円。

款8繰越金、項1繰越金1,000円に1,984万6,000円を追加し、1,984万7,000円、これに伴います歳入合計10億7,567万9,000円に2,398万4,000円を追加し、10億9,966万3,000円となるものでございます。

3ページ、歳出でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金10万2,000円に、1,875万4,000円を追加し、1,885万6,000円でございます。

款7予備費、項1予備費230万3,000円に523万円を追加し、753万3,000円。伴います歳出の合計10億7,567万9,000円に2,398万4,000円を追加し、10億9,966万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第80号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページの歳入のほうから説明をさせていただきます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金についてでございます。介護給付費交付金と地域支援事業交付金がございますが、こちらにつきましては、平成29年度の実績の結果、支払基金から交付されます第2号被保険者保険料の負担分28%部分に追加の交付が見込めますので、その部分を過年度分として計上させていただいておるものでございます。

続きまして、下の段の繰越金でございます。こちらにつきましては、先ほどの後期会計と同様に、29年度決算に伴うもので、1,984万6,000円を繰越金ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、同様に平成29年度実績で介護給付費の国庫負担金等の交付が超過となったため、こちらの金額が発生をしてまいりましたということが主な理由でございます。

続きまして、7ページをごらんをいただきたいと思います。

歳出予算でございます。先ほど、歳入のところで説明をさせていただきましたが、その部分を、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金のところで国県への還付金という形で1,875万4,000円を返還金という形で計上させていただいております。その結果、差し引きで523万円が余剰財源ということになってまいりますので、この部分について、予備費のほうに計上させていただきまして、今後の給付費の高騰等々に対応させていただきたいという内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第35、議案第80号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第36. 議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第36、議案第81号平成30年度小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第81号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,216万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,268万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1発電事業収入、項1売電収入6,050万5,000円から1,500万円を減額いたしま

して、4,550万5,000円款3繰入金、項1基金繰入金、補正前がゼロに対しまして6,697万9,000円を追加いたしまして、同額でございます。

款4繰越金、項1繰越金1,000円に18万7,000円を追加し、18万8,000円、これに伴います歳入合計6,051万8,000円に5,216万6,000円を追加し、1億1,268万4,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費4,473万7,000円に5,216万6,000円を追加し、9,690万3,000円でございます。これに伴います歳出の合計6,051万8,000円、これに5,216万6,000円を追加し、1億1,268万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします柿木地域振興室長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、私のほうから、議案第81号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、平成29年度からの繰越金と発電所放水路補修工事に伴う工事費とその財源、そして、その工事に伴う発電を停止することによる売電収入の減額となっております。

それでは、予算書の6ページをごらんください。

歳出の総務費、施設管理費、財産管理費の003維持管理費ですが、こちらは、放水路の補修工事費として7,100万円を計上しております。工事の概要といたしましては、先般の全員協議会のほうで説明いたしましたけど、放水路のトンネルのほうにつきましては、挿入管を製作してつなぎながら挿入して、その周りにモルタルを充填するというものです。それから、合流池につきましては、石積みの壁、それから底板、底の部分ですが、こちらについて、鉄筋コンクリートやコンクリートで補強すると。そのほかに今地盤が沈下しているところについてはその壁面の背面が空洞化されているようですので、そちらのほうにもモルタル等を充填していくというものです。

そのほかに付帯工事として、発電所周りの舗装、それから階段の手すり等を予定しております。

次の004基金積立金につきましては、工事に伴い発電を停止することや売電収入が減ること、それから工事費の財源を確保しなければならないことから、当初予定していました基金積立金のうち、基金利子に係るものを除いた1,883万4,000円を減額いたします。

続いて、5ページの歳入です。まず、発電事業収入の売電収入の売電料につきましては、補修工事に伴う、現場での工事期間を現段階では約3カ月と見込んでおります。その間の発電を停止するための減収として、1カ月分の売電料約500万円の3カ月分で、1,500万円を減額い

たします。

続いて、繰入金、基金繰入金、小水力発電事業基金繰入金ですが、現在の基金残高が約7,660万円ございます。補修工事に係る経費の財源として、基金を取り崩して充てることとするため、6,697万9,000円の基金繰り入れを計上いたします。

最後に、繰越金ですが、平成29年度からの繰越金が18万8,643円ですので、18万7,000円を増額いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第36、議案第81号平成30年度小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第37. 議案第82号

日程第38. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第37、議案第82号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第38、議案第83号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を一括の議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つの議案を一括で上程をさせていただきます。まず、議案第82号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億250万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金1億3,084万4,000円、それから101万4,000円を減額いたしまして、1億2,983万円、款5繰越金、項1繰越金1,000円に対しまして101万4,000円を補正し、101万5,000円、これに伴います歳入合計が2億250万2,000円、補正額はゼロで同額でございます。

この繰越金の処理でございます。3ページのところをごらんいただきたいと思います。

繰越金の関係、当然それに伴います一般会計からの繰入金を減額をするというものでございます。

1 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 1 億 3,084 万 4,000 円から 1 億 1 万 4,000 円減額いたしまして、1 億 2,983 万円でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、目 1 繰越金 1,000 円に対しまして、1 億 1 万 4,000 円を補正し、1 億 1 万 5,000 円とするものでございます。

続きまして、議案第 83 号平成 30 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 30 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,489 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 9 月 7 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1 ページ第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 1 繰入金、項 1 他会計繰入金 5,177 万 5,000 円から 40 万 6,000 円を減額し、5,136 万 9,000 円、款 5 繰越金、項 1 繰越金 1,000 円に対しまして 50 万を追加し、50 万 1,000 円、これに伴います歳入合計が 6,480 万 3,000 円に 9 万 4,000 円を追加し、6,489 万 7,000 円でございます。

2 ページ歳出でございます。

款 1 農業集落排水事業費、項 1 施設管理費、2,296 万 4,000 円に 9 万 4,000 円を追加し 2,305 万 8,000 円でございます。これに伴います歳入合計 6,480 万 3,000 円に 9 万 4,000 円を追加し、6,487 万 9,000 円となるものでございます。これにつきましても繰越金の処理とあわせて人件費の調整をあわせて行うということでございまして、まず 6 ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。1 款農業集落排水事業費、1 項施設管理費、目 1 施設管理費で 2,296 万 4,000 円に 9 万 4,000 円を追加いたしまして、2,305 万 8,000 円でございます。職員手当でございまして、内訳は右側のとおりでございます。なお、詳細の給与費明細書につきましては、後段の 7 ページ、8 ページでお読み取りをいただきたいと思います。

これに伴います歳入でございます。5 ページをお開きをいただきたいと思います。

1 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 5,177 万 5,000 円から、40 万 6,000 円を減額いたしまして、5,136 万 9,000 円でございます。5 款繰越金、1 項繰越金、目 1 繰越金でございます。1,000 円に対しまして、50 万を追加し、50 万 1,000 円

とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑は一括議題にしておりますので、議案番号を示してから発言をしてください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第３７、議案第８２号平成３０年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第２号）及び日程第３８、議案第８３号平成３０年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３９．議案第８４号

○議長（安永 友行君） 日程第３９、議案第８４号平成３０年度吉賀町一般補正予算（第３号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして議案第８４号平成３０年度吉賀町一般会計補正予算（第３号）でございます。

平成３０年度吉賀町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億７，０１３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億８，００４万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正による。債務負担行為第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、第４表債務負担行為による。地方債の補正第３条、地方債の補正は、第５表地方債補正による。平成３０年９月７日提出、吉賀町長、岩本一巳。

１ページの第１表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款９地方交付税、項１地方交付税、３１億４３６万７，０００円から１，８５２万４，０００円の減額といたしまして、３０億８，５８４万３，０００円。

款１１分担金及び負担金、項１分担金、１，３６０万円に５２万５，０００円を追加し、１，４１２万５，０００円。

款１３国庫支出金、項１国庫負担金３億３，４７３万３，０００円に１８７万５，０００円を追加し、３億３，６６０万８，０００円。

項2国庫補助金2億7,466万7,000円から339万5,000円減額し、2億7,127万2,000円。

款14県支出金、項1、2県補助金、1億8,492万円に260万円を追加いたしまして、1億8,752万円。

款17繰入金、項2基金繰入金6億998万8,000円から5,661万8,000円を減額し、5億5,337万円。

款18繰越金、項1繰越金1,000円に1億1,323万6,000円を追加し、1億1,323万7,000円。

款19諸収入、項1雑入、3,125万6,000円に30万円追加し、3,155万6,000円、款20町債、項1町債、7億9,096万9,000円に1億3,013万3,000円を追加し、9億2,110万2,000円。

これに伴います歳入合計65億991万5,000円に1億7,013万2,000円を追加し、66億8,004万7,000円となるものでございます。

2ページ、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、8億8,935万9,000円に1,421万4,000円を追加し、9億357万3,000円。

款3民生費、項1社会福祉費9億8,338万2,000円に1億3,189万4,000円を追加し、11億1,527万6,000円。

項3生活保護費8,359万7,000円に1,272万6,000円を追加し、9,632万3,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、3億8,667万9,000円に172万9,000円を追加し、3億8,840万8,000円。

款6農林水産業費、項1農業費3億257万9,000円に969万8,000円を追加し、3億7,227万7,000円。

項2林業費1億7,279万8,000円に9万4,000円を追加し1億7,289万2,000円。

款7商工費、項1商工費1億6,172万7,000円に230万5,000円を追加し、1億6,403万2,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億2,995万5,000円から、93万円を減額し、2億2,902万5,000円。

項2道路橋梁費、4億1,243万6,000円から、488万7,000円を減額し、4億754万9,000円。

款9消防費、項1消防2億6,880万2,000円に30万円を追加し、2億6,910万

2,000円。

款10教育費、項1教育総務費2億3,964万7,000円に21万1,000円を追加し、2億3,985万8,000円。

項4社会教育費、1億3,554万6,000円に150万8,000円を追加し、1億3,705万4,000円。項5保健体育費1億2,646万7,000円に127万円を追加し、1億2,773万7,000円これに伴います歳出合計でございます。65億991万5,000円に1億7,013万2,000円を追加し、66億8,004万7,000円でございます。

続きまして、第4表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額それぞれ読み上げたいと思います。

障がい者総合援センター整備事業、平成31年度から31年度まで、2億7,993万2,000円。

吉賀町森林活用環境施設管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、761万円。

吉賀町交流施設管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、3,719万8,000円。

吉賀町公園施設管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、3,478万3,000円。

吉賀町スポーツ公園管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、1,870万9,000円。

吉賀町真田グラウンド管理運営事業費、平成31年度から32年度まで、954万9,000円。

吉賀町グラウンドゴルフ場管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、6,722万円。

吉賀町福祉センター管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、1,775万円。

吉賀町特別養護老人ホーム管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、961万3,000円。

吉賀町デイサービスセンター管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、1,049万2,000円。

吉賀町飛行場外離着陸場管理運営事業費、平成31年度から平成35年度まで、168万円でございます。

続きまして、第5表、地方債補正でございます。起債の目的、それから補正前後の限度額を読み上げます。

1、公共事業等債、370万円をゼロ。

2、合併特例事業債、7,270万円を7,380万円。

3、過疎対策事業債、4億6,610万円を5億8,040万円。

4、防災対策事業費、ゼロを2,400万円。

5、臨時財政対策債、1億4,676万9,000円を1億4,120万2,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法、補正前後、内容は同じでございます。お読み取りをいただきたいと思います。

5ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第84号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

予算書まず17ページをお開きいただければと思います。

予算書の17ページ、18ページにかけまして、給与費明細書を記載をしております。まず17ページの上段から説明してまいります。

1、特別職の表でありますけれども、その下の比較の欄を見ていただければ、その他の特別職に数字として人数が1、報酬の欄に数字が書き込みがあるかと思います。これにつきましては、後ほど歳出予算のところでも出てまいりますけれども、教育委員会が学習コーディネーターを1人増員をするというものでございます。

それから17ページの下段です。2、一般職の表を見ていただければと思います。

（1）総括表のところのさらに比較のところに職員手当の欄、ここに数字が入っているかと思えます。81万1,000円ですけれども、その内訳についてはまたさらにその下、職員手当の内訳というところの表から数字が来ているというところで見えていただければと思います。さらに18ページにつきましては、（2）給料及び職員手当等の増減額の明細ということで、その説明を書いているところでございます。

そうしますと、予算書は戻っていただきまして、10ページの歳出から説明してまいりたいと思います。

予算書10ページ、総務費、総務管理費、1、一般管理費です。003人事管理事業費ということで、普通旅費を予算計上しております。これにつきましては、当初予算の見込み額を上回る見込みということになってまいりましたので、その部分について増額をさせていただきたいというものでございます。

それから、下がっていきます。5、財産管理費、008基金積立金です。まちづくり基金積立金ということで473万8,000円の計上でございます。内容について説明申し上げますと、これについては、県の補助金が絡んでおりまして、2つの補助事業があります。萩石見空港の東

京2便化支援事業、これは数年前から行っている事業です。それから、定住支援対策事業、この2つの事業につきまして、県の補助金が後年度入るという、こういうつくりの事業がございます。それにつきまして、これ、実際には31年度から償還が始まるわけなんですけれども、それに備えるということで、この額を計上をいたしているところでございます。

それから、その下、8、電算管理費、004情報系システム運営管理費です。システム改修委託料として、23万4,000円です。これについては、総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANというものですが、これの設定変更が必要になってまいりましたので、それにかかる経費ということで委託料を計上いたしております。

それからその下、11、企画総務費です。002企画総務費というところで、まず普通旅費を計上いたしております。内容ですけれども、これについては名誉町民の森英恵さんとの協議といえますか、訪問させていただいて、協議をしていく案件がございます。そこら辺の旅費を計上しているところでございます。

それから、その下の益田地区広域市町村圏事務組合負担金です。これにつきましては6月の全員協議会で映画製作、「高津川」という映画の制作費について、益田市、津和野町、吉賀町で幾らか負担をするというお話をさせていただきました。その負担金です。372万7,000円の計上でございます。それから、下にいきまして、13定住推進費です。006定住推進施設費修繕料を計上いたしております。これは、柿木にあります移住体験滞在施設、これの修繕料を計上いたしております。

それから、その下、005地域おこし協力隊事業費ということで関連予算をその下に計上し、総額的には258万6,000円の計上であります。これにつきましては、先ほど給与費明細のところでは幾らか触れましたけれども、教育委員会が今行っておりますよしか塾、ここに新たに1名の学習コーディネーターを配置するというので、これに係る経費を予算計上しております。国が行っております地域おこし協力隊制度を活用するというので、見ていただければと思います。

それでは、めくっていただきまして、11ページに移ります。14、生活安全対策費、003地域公共交通対策費、通信運搬費の予算計上です。内容ですけれども、これは、先日8月31日の全員協議会におきまして、地域公共交通網形成計画策定の説明をさせていただきました。その内容の中に、いわゆる公共交通に関するニーズ調査を行うということがあったと思います。そのアンケート調査のための郵券料ということで読み取りをいただければと思います。

それでは、次に行きます。民生費社会福祉費、2、高齢者福祉費です。002高齢者福祉総務費、老人クラブ補助金24万8,000円の予算計上です。これにつきましては、吉賀町の老人クラブ連合会さんのほうが本年11月に行われます県のグラウンドゴルフ大会に出場されるとい

うことで、それに参加するための経費につきまして、幾らか補助をさせていただくというものでございます。

それから、次、5、障がい者福祉施設費です。003障がい者福祉施設整備事業費ということで、総額としては、1億3,143万円の予算計上です。監理委託料と建設工事費をそれぞれ計上させていただいておりますけれども、これが、障がい者総合支援センターの監理委託料、そして建設工事費ということでございます。この件につきましても、先日8月31日の全員協議会において説明をさせていただいた内容ということでお読み取りをいただければと思います。

その下です。9介護保険総務費、002介護保険総務費、県支出金還付金です。これにつきましては平成29年度の実績額が確定したことによる介護保険事業費の還付金ということでございます。

それから次にまいります。11ページの下段ですけれども、民生費、生活保護費、1生活保護総務費です。まず、002生活保護総務費ということでソフトウェアの購入費での予算計上です。これは現行使っております生活保護関連のソフトウェアについてシステムの更新をする必要がありますので、その経費を予算計上しております。

それから、その下の国庫支出金還付金です。生活保護に関連する部分ですけれども、いわゆる先ほどの介護保険事業と同じですが、平成29年度の実績額が確定したことによる還付金ということでお読み取りをいただければと思います。

その下の003生活困窮者自立支援事業費です。

ページはおめくりいただきまして12ページに入ります。

その上段に業務運営関係委託料として216万8,000円の予算計上をいたしております。この内容につきましては、生活困窮者の実態調査を行う経費でございます。これについては委託して行うということで、社会福祉協議会さんのほうに委託をして行うということでございます。

それから、次に行きます。衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費です。002保健衛生総務費臨時雇用賃金として125万6,000円の予算計上です。これにつきましては、いわゆる産休代替職員の雇用賃金ということでございます。

それからその下です。2母子衛生費、008未熟児養育医療事業費、それからその下の3予防費、007自死予防対策事業費、これはいずれも平成29年度の実績額が確定したことによる還付金ということで見ていただければと思います。

それでは、また予算書をおめくりいただきまして13ページに移ります。

農林水産業費、農業費、4農業振興施設費です。003農業振興施設管理費、修繕料として50万円、そして、その下の004農業振興施設整備事業費、設計委託料として601万円を計上しております。内容ですけれども、これも先日8月31日の全員協議会でふれあい会館、それ

からその周辺の状況についてお話をさせていただきました。それにかかる修繕料と設計委託料です。なお、この修繕料につきましては、緊急対応が必要な箇所をまずは修繕をするということで50万円の計上をいたしているというところでございます。

それからその下に移ります。6農地費、006土地改良補助整備事業費、維持管理工事費として350万円です。内容ですけれども、これはさきの議案でも上程させていただいておりますけれども、農業水路等長寿命化・防災減災事業、これにかかるものとして350万円の工事費の予算計上です。用水路の改修ということで内容を見ていただければというふうに思います。

それから、7農業集落排水事業費、003農業集落排水事業特別会計繰出金ということで40万6,000円の減額です。これは、先ほどの特別会計のところでも同額を計上しているというところでございます。

それから、予算書をまたおめくりいただきまして14ページに移ります。

商工費、商工費、2観光費です。003観光施設管理費ということで、まず修繕料です。これにつきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らの修繕料ですけれども、これまでも修繕を行ってきた部分がありますけれども、若干、そこに不足額が生じるという可能性が出てまいりましたので、その金額41万円を計上いたしております。

それからその下の調査分析委託料、そして解体撤去工事費です。これ現場は正国公園でありまして、上の調査分析委託料は正国公園に設置してあります遊具の点検業務の委託料であります。

それからその下の解体撤去工事ですけれども、同公園に設置してありますテーブル、これは老朽化というか傷みが激しくなっておりましたので、これを撤去するということの工事費として77万8,000円の予算計上をいたしているというところでございます。

それから3都市農村交流費です。002都市交流推進事業費ということで、普通旅費57万5,000円の計上です。この内容につきましては、今益田市がいわゆる事業主体となって行っておられますけれども、益田圏域定住自立圏関係人口創出事業、この事業について近隣といいますか、圏域の津和野町、そして吉賀町にも声かけといいますか、参加の要請があつて、それに私どもも参加するということでありまして、それに係る経費として旅費を計上いたしているというところでございます。

それから、その下の業務運営関係委託料です。50万3,000円です。内容につきましては、これは町内の方なんですけれども、コウヤマキの木を町のほうに譲りたいという申し出がございまして、それをお受けしようという考えで、そのコウヤマキを運搬し、さらには移植をしないといけないので、それにかかる経費を計上いたしているというところでございます。

それから下に行きまして、土木費、土木管理費の3下水道費です。003下水道事業特別会計繰出金、これは先ほどの特別会計で同額の予算計上をしているというところで見いただければ

と思います。

それから14ページ、一番下ですけれども、土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費、004橋梁維持管理費ということで、補修工事費を6,600万円の減額を計上いたしております。内訳を申し上げますと、これは当初予算で計上いたしておりました七村橋の修繕工事として4,100万円、それから長五郎橋の修繕工事として計上いたした額が2,500万円、合わせて6,600万円の減額です。ここにつきましては、いわゆるPCBというものの検出が認められましたので、すぐに工事に入るという状況ではなくなっているということで、一定ちょっと事業の見直しを行う必要性が出てまいりました。したがって、一旦、ここで減額をさせていただくという、こういうことでございます。

それからその下です。2道路橋梁新設改良費です。004道路新設改良補助事業費です。まず、設計委託料として3,900万円を計上いたしております。内訳を申し上げますと、柿木にございます栃木橋のかけかえ工事の設計、これに2,500万円。それから福川にございます三ノ瀬橋の修繕工事、この設計に設計費として800万円。それから鹿足河内10号橋、この修繕工事の設計費として600万円。合わせて3,900万円の計上ということでございます。

それからその下の解体撤去工事費です。2,200万円の予算計上ですけれども、これにつきましては高尻にあります立道橋の解体撤去工事費ということでございます。

それから次に進みます。消防費、消防費、2非常備消防費です。003消防団等活動事業費、療養補償ということで30万円予算計上いたしております。活動中の事故といいますか、そうしたときの補償費用としての予算計上でございます。

それから15ページ、下の段ですけれども、教育費、教育総務費、2事務局費です。003事務局施設費として21万1,000円の予算計上ですけれども、これは内容的には六日市基幹集落センターと柿木基幹集落センターの修繕です。消防設備の点検を行っていただいた際に幾らか指摘事項がございまして、それに対応するための修繕ということで見ていただければと思います。

それから、ページをおめくりいただきまして16ページです。

社会教育費、1社会教育総務費です。002社会教育総務費、文化振興事業費補助金ということで20万円の予算計上です。内容ですけれども、これは本年12月に愛媛県で開催されます中国四国ブロック民俗芸能大会、これに当町の抜月神楽団が出演をされるということになってまいりました。その出演にかかる際の経費について補助をさせていただくものでございます。

それから次の2社会教育施設費、003サクラマス交流センター管理費、清掃委託料として11万6,000円の予算計上です。これにつきましては、厨房の排水設備ですけれども、その清掃につきまして、これまでセンターのスタッフ、あるいは支援室の職員がそれをやっておりましたが、なかなかそうした時間がとりにくい状況もございますので、この際、委託をさせてい

ただこうというそういうことでございます。

それから次の4図書館費、003図書館事務局管理費です。修繕料の予算計上です。

この内容につきましては、町立図書館、ここの外壁としてガラスブロックがありますけれども、その修繕が必要になってまいりました。それに伴う修繕工事を行うというもの。それから移動図書館車を格納しております車庫、ここの屋根にいわゆる雪どめを設置しようということで、そのものも含めまして119万2,000円の予算計上でございます。

それから16ページの下ですけれども、保健体育費、1保健体育総務費です。まず、002保健体育総務費ということで、費用弁償と消耗品費の予算計上です。内容につきましては、これは本年の11月、鹿児島で行われる全国スポーツ委員推進協議会というものがございます。これに参加する旅費、そして参加費をここで予算計上いたしておるところでございます。

それからその下の004保健体育施設整備事業費、不動産等調査委託料119万6,000円です。これにつきましては、参考資料の26ページを見ていただければと思います。参考資料の26ページには真田グラウンドの位置図が載っておりますけれども、その周りに斜線で四角で囲んだところがあるかと思います。ここに向けて取得予定地というふうに表現させていただきますけれども、ここについてはサブグラウンド、それから駐車場という目途で取得をしていきたいということでございます。その前段として、その該当地の不動産鑑定を行うということでして、その委託料としての予算計上でございます。

それでは、予算書また戻っていただきます。

7ページ、歳入でございます。7ページ、地方交付税、地方交付税、1地方交付税。普通交付税として1,852万円4,000円の減額です。これにつきましては、後ほど繰越金のところでも申し上げますけれども、いわゆる今回の補正予算にかかる財源調整のところでは減額の予算計上ということで見ていただければと思います。

それからその下、分担金及び負担金、分担金、5農林水産業費分担金です。農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金として52万5,000円です。これは歳出のところでは説明をいたしましたけれども、事業費総額としては350万円でございます。それについて、いわゆる地元がこれは負担する率としましては15%ということになりますので、その金額がここに計上してあるということで見ていただければと思います。

それから次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。生活困窮者自立支援制度負担金ということでの予算計上です。これも歳出のところでお話、説明をさせていただきました。生活保護総務費の中で説明をいたしました社協さんのほうに委託をする予定の生活困窮者実態調査、それに対応する負担金ということでございます。

それからその下です。国庫支出金、国庫補助金、2民生費国庫補助金です。社会福祉法人等減

免事業補助金です。15万円の減額でございます。これにつきましては、次のページに社会福祉費県補助金のところに同額の、同額といいますか、増額の予算を計上いたしております。計上すべきところはここではございませんで、県補助金でございましたので、ここで組み替えをさせていただくというものでございます。

それから次の7ページ、一番下のところです。7土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金です。324万5,000円の減額でございます。先ほど歳出のところで説明いたしました土木費の中の道路橋梁等の関係で事業が幾らか動きました。それに対応してこちらの金額のほうも減額をするというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして8ページに移ります。

県支出金、県補助金、2民生費県補助金です。先ほど国庫補助金のところでお話をいたしました、本来、ここに計上すべきものでございますので、今回15万円、介護保険サービス等利用者負担軽減事業補助金として計上いたしたということでございます。

それからその下の5農林水産業費県補助金です。農村地域防災減災事業補助金ということで245万円。これはちょっと表現が違いますけれども、農業水路等長寿命化・防災減災事業、これのいわゆる国、県からいただけるお金ということでございます。事業費としては350万円のうち、その70%は国、県からの負担ということになりますので、その金額の予算計上でございます。

それから次に、繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金です。もう1つ下の繰越金と一緒に説明をさせていただきます。繰越金として純繰越金1億1,323万6,000円計上いたしております。これの半額につきまして、まず財政調整基金繰入金のほうにその数字を動かしたということでございます。それで純繰越金の残り半分でございますが、今回の9月補正、これの財源ということで対応させていただいたということで見ただけならばというふうに思います。

それから8ページの一歩下の段です。諸収入、雑入、消防費の雑入です。消防団員等公務災害補償等共済基金共済金30万円です。これは歳出のところでも申し上げました消防団の療養補償費、これの同額を予算計上いたしているというところでございます。

それでは、予算書まためくっていただきまして9ページです。

町債、町債、まず1過疎債です。最初に過疎地域自立促進特別事業として370万円。内容につきましては、これは、映画「高津川」の制作にかかる負担金、この部分ということでございます。

それからその下の町道新設改良単独事業です。この内容であります、町道久保沖線、それから町道栗ノ木谷線、それぞれ事業の内容が若干変更がかかりましたので、財源について振りかえというか、組み替えを行いました。その結果として、1,140万円の減額ということでござい

ます。

それからその下、地域活動支援センター整備事業です。これは障がい者総合支援センターということで読み取りをいただければと思います。

それからその下、町道新設改良補助事業です。1,360万円の予算計上ですけれども、内容といたしましては、先ほど歳出で説明をいたしました栃木橋、それから三ノ瀬橋、それから鹿足河内10号橋、それぞれの事業に係るものということで見ていただければと思います。

それからその下の七村橋改良事業、それから長五郎橋改良事業、これはそれぞれ減額をさせていただいております。これも歳出のところで説明をいたしました。一旦、事業の見直しが必要になってまいりましたので、それに対応する部分の歳入について減額をさせていただくというところでございます。

それから、3合併特例事業債です。1つ目の町道新設改良単独整備事業です。内容について御説明申し上げます。ここにつきましては、町道栗ノ木谷線、それから町道大井谷線、こちらの事業に係るものでございます。

それからその下の道路新設改良補助事業です。これにつきましては、歳出のところで申し上げました高尻の立道橋解体撤去工事費、これの財源ということで見ていただければと思います。

それからその下の農業振興施設整備事業費です。これはふれあい会館、それからその周辺施設の外構等改修工事、これのための財源として予算計上をしているということでございます。

それからその下にまいります。10土木債です。まず県土木事業負担金ということで370万円の減額です。これにつきましては財源の変更をいたしたいというものでございます。変更後の数字につきましては、その下の防災対策事業債のほうに組み替えるというものでございます。そこで、この防災対策事業債の自然災害防止事業の内訳を申し上げますと、町道大井谷線の落石防止対策工事、これに2,030万円、そして、先ほど申し上げました財源変更が370万円、合わせて2,400万円をこちらのほうに組み替えさせていただくということでございます。

最後に、15臨時財政対策債です。556万7,000円の減額でございます。これにつきましては、30年度の交付税の普通交付税の確定に伴う減額ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わったところですが、ここで休憩し、休憩後に質疑に移ります。休憩します。

午後3時28分休憩

.....

午後3時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

提案者の提案理由の説明が終わったところです。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 11ページの民生費、障がい者福祉施設費の003で、障がい者福祉施設整備事業費についてお尋ねします。全員協議会でも説明を受けましたが、そのときにちょっと聞くのを忘れていました。これは、今の銀杏寮の隣に建設するということを聞いておりますが、当然とは思いますが、一応確認をしたいと思いますが、銀杏寮が増床工事のときにゆ・ら・らへ行く配水管があつて、増床工事が遅延したということがありますが、今回建設予定地にその配管があるのかないのか、その辺を確認されているのかを質問いたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをいたします。ゆ・ら・らへの温泉管の埋設部分については、埋設箇所と把握しておりまして、それを踏まえた上での設計という形になっておりますので、前回のような移転等々の関係で工事が中断するということはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それともう一つ。以前、サクラマス交流センターを建設のときに、特殊な材料がある一定の規格に満たないというか、規格未満のものをを用いるために材料費が余計要ったということがあつて、それで増高されたことがあります。今回そういうようなことはないと信じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。失礼いたしました。ちょっとその辺のサクラマス交流センターのときの経緯を、申しわけございません、私自身がちょっとよく把握しておりませんので。その辺のどういった経緯だったかというところを調査させていただきまして、また後ほど回答させていただきたいというふうに思います。（「後日、後日」と呼ぶ者あり）はい、後日回答させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大多和議員、サクラマスセンターの件については、担当じゃないのでわからないので、調査して最終日の質疑の際に回答してもらいます。それでよろしいです。14日。（発言する者あり）失礼。それでは、赤松副町長のほうから答えていただきます。赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） サクラマス交流センターというのは、完全な木造でございましたので、木の関係で、寸法の関係でその製品と実際の柱と柱の寸法の違いが製品の寸法とサクラマス交流センターで使う寸法の差が端材等が多く出るということで金額が多くいったということがありま

したけれども、今回の場合は多分基本、大まかなところは鉄筋コンクリートですし、幾らか中のほうで柱とか木材も使いますけども、そういった部分で多分前回のようなことはないと思われます。

今回の場合は基本もちゃんと鉄筋コンクリートで、柱等もやって、その中で内部の内装とかそういうところで木材が使われるということです。その上での設計ですので、今回に関してはそういうことはないというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） どうもあれなので、よく調べてからもう一度回答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 先ほど言いましたように、保健福祉課長のほうで、もう少しちゃんと調べて回答するという事です。よろしいですか。

ほかにありませんか。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 同じく今の件でお聞きをいたしますが、大体10月ぐらいに入札を実施されるという計画で動いているという説明でしたが、そのときに町内の事業者の参加できる形での、JVを含めてですけども、行うことになるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。今回、予算のほう御承認をいただきましたら、その後、業者の指名等々の手続に入っていきたいというふうに考えております。前回の全員協議会のほうでもお答えをさせていただきましたけれども、可能な限り地元の業者さんが入られるような形を検討して対応してまいりたいというふうに考えております。その中には、先ほど議員が言われたような方法もあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 14 ページの都市農村交流費ですか。コウヤマキのどうだというお話がありましたけど、これはあれですか、民間の人から譲渡してもらうというようなことでしたが、これはどこに移植するという経費かということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 都市交流推進事業費の業務運営関係委託料50万3,000円でございますが、コウヤマキを移植する経費でございます。先ほど議員おっしゃったとおり民間の方から譲っていただくというものでございます。移転先は現在は、コウヤマキギャラリー周辺を考えております。形的には仮移転という形になろうかと今思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10 番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 関連なのですが、この譲り受けるのはどうと言っているのではないのですが、仮置きというようなことが出ましたので、結局譲り受ける目的は何なのかということがはっきりわからないので、そこの目的をきちんと説明をしていただきたいと思います。

それと１４ページの、七村橋、長五郎橋の件ですが、ＰＣＢが検出されたということでしたけど、どういう部分に使われていたのかということ。それから、今後これを除去する作業として、どの程度の費用がかかるのかということと、この栃木橋の件ですけど、今も相生橋の歩道の橋梁をかけますけど、その後に栃木橋になるのだと思いますけど、これ来年からなるのでしょうか、再来年から工事は着手するのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 目的ということでお答えいたします。以前、東京スカイツリーにコウヤマキを３本、吉賀町から移転して植えた経緯がございます。そのうち２本が植え直しになりました。ちょっと気候的に合わなかったのかどうかはわかりませんが、結果的に枯れたということでございます。その後、その代替の木を用意するのに非常に苦労した経緯がございます、今後もそういうことが生じた場合に、移転できる木を確保しておきたいということで、今回コウヤマキギャラリー周辺に仮という形をとらせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ＰＣＢの件につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、七村橋、それから長五郎橋について工事をちょっと引き下げさせていただきました。

この問題につきましては、ＰＣＢが検出されたということでございます。このＰＣＢでございますけれども、高濃度ＰＣＢ、低濃度ＰＣＢというふうに分けられておりまして、高濃度ＰＣＢと申しますのは、電柱に上がっておりますトランス、あれの中にＰＣＢが入れられております、電線に。そういったものが高濃度ＰＣＢ。

低濃度ＰＣＢと言いますのは、今回のように塗装の中に含まれているものということであります。これまで高濃度ＰＣＢがクローズアップされておりました、低濃度ＰＣＢについての扱いが少し、言ってみれば低い状態でありまして、我々も認識が非常に甘うございました。この場に来て、県、国等が大々的に低濃度ＰＣＢというものもあるのだよということで、研修等を始めました。この平成３０年の初めのところでも研修等へ出かけて行きまして、こういったものがあるという存在がわかったというところがございます。

このＰＣＢでございますけれども、塗装の中に含まれてまして、もともとはさびどめです。さびどめの添加剤として使われておったということでございまして、昭和４２年から昭和４７年、こ

の期間に製造をされたようでございます。その辺のあたりの橋ということで、調査をするようにということではありますが、実は昭和61年の新設した橋からも検出をされたというような、そういう情報もございまして、結局のところどの辺までが使用範囲にされているのかということがよくわかっておりません。そういったところも含めまして、調査をかけないとなかなか工事に入れないというのが現実の問題であります。

それから、ではどういう工事をするかと申しますと、塗装に含まれておりますので、塗装を全部剥がさないといけないのです。剥がすときには、1種ケレンと申しまして、言うてみれば皆さん方、よくサンダーでこう削ったりします。あれを1種ケレンと言うのですけれども、悪いところだけを削り落して、あと生きている被膜については使って、その上から塗装する。これが大体一般的なのでございますけれども、第3種ケレンと申しまして、サンドブラスト等々含めて吹きつける。砂を吹きつけるのです。砂を吹きつけて完全に地肌まで出してしまつて、きれいに塗装を落としてしまう。そういう作業しないといけないということになりますと、今問題になっておりますアスベスト、あの対策の工事に似ておりまして、密閉空間をつくって、その中で絶対に外に出さない。そういう作業が必要になってまいります。

作業した服も、その都度取りかえていかなければいけないとか、集まった、言うてみれば落した塗装はきちんと管理しなきゃいけないという、そういう基準もございます。管理するためには今度、我々の側の管理者としての資格と言いましょか、責任者の設定をしなければなりません。この責任者の名前が特別管理産業廃棄物管理責任者という資格が必要になってまいります。この資格がないと、塗装を落としたものを管理することができません。つまりは、処理をする前の管理をするための、そういう責任者と言いましょか、それを監視するという責任者ということでございます。

少し、留め置かないといけないものでございますから、そういったものと、資格も必要になってまいります。そういった準備が必要になりますので、今回七村橋、実は経済常任委員会のほうでも視察をしていただきましたけれども、その橋につきまして、それから長五郎橋につきましても調査はまだしませんが、これからしていこうかなというふうに考えておりまして、そのところも出てくるということになりますと、また仕切り直しということもありますので、とりあえずは今回、2橋ほど下げさせていただきというふうに考えておりまして、この2橋につきましての改修工事を中止と言いましょか、延期をさせていただきたいという問題でございます。

それから、そういったところのお金が余ってまいりますので、組み替えをさせていただきまして、今の判定のⅣが出ております。栃木橋でございます。この分につきましても、調査業務を進めてまいりまして、大体出そろったということでございます。この橋は、柿木の相生橋の上流が、先ほども議員が申しましたけれども、かかっている橋、つり橋でございます。昭和47年のころ

の橋でございまして、災害の中で建設をされたというふうに考えておりますけれども、その橋でございまして。

つり橋でございまして、ワイヤーの部分に腐食が見られます。このワイヤーの腐食の部分が、アンカーに埋められる、その際のところで素線切れが発生をしております、今現在、死荷重自体も、もう危険な状態というふうに結果が出されて、非常に危険な状態であるというふうに考えておるところでございます。

この橋につきましては、吉賀町になりましてからも要望等が出されておりました、議会のほうでも採択をしていただいているというところでございまして。この分の橋につきましては、かけかえという形で対応してまいりたいということでございまして、その設計費を計上させていただいたというところでございまして。

それからそのほかの橋でございまして、全てコンクリート橋、またはコンクリートの桁橋でございまして、今回のような塗装が絡んでこない橋というところで、3の橋を合わせて設計をし、今後改修を進めていきたいというところで計上させていただいたという経緯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼しました。それから、今後の見通しでございまして、ただいままだ相生橋が架設工事を行っている状況でございます。この橋にかかりますのは、ことしは架設をいたしまして、来年度相生橋の歩道橋を撤去し、また補強もあわせて工事を行います。平成31年度に完了するということになりますので、本年度の桁木橋の設計を終わり、そして入れるような準備をしてからの準備になりますので、こちらが考えているスケジュールとすれば、平成32年度から着工できればいいのではないかなというふうに考えているところでございまして。今はまだ、予定の段階でございまして、その辺で考えているというところでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 7ページや8ページの分担金で、農林水産事業分担金の中の長寿命化・防災減災とかその事業で、前段の説明で、私は国の事業で今議会で採択されて初めて始まると理解したのですが、これを見ると事業が進んでいるような感じなのですが、そうなんですかね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。事業的に申しますと、条例につきましては分担金条例でございまして、この分につきましては、新しく始まりました今の長寿命化減災の事業でございまして。上程をさせていただいた時期というものが、今の時期というふうにな

ってしまいましたので、進んでいたのかというふうになってしまいますけれども、実はこの2つの工事につきましては、土地改良区のほうで事業を受けていただいております。

これは県が事業を展開しております、県が進めております県単の農地有効利用支援整備事業ということでございまして、土地改良区が事業主体になって進めている事業でございました。今回改めて、こうした国の事業ができましたので、この事業について、この支援整備事業からこちらの事業のほうへ、事業を転換していただけないかという話でございます。つまりは県のほうにつきましても、負担金が減ってまいりまして、この事業につきましては、非常に人気も高いということございまして、町の負担が減るわけではないということも考えまして、こちらのほうの事業へ転換していくということをさせていただきました。

それに伴いまして、そういった諸々の条例等も整備をしていただかないと分担金もいただけないということございまして、今回あわせての上程となったというところでございます。既に進んでおったのかと言いますと、非常に言いづらいところもございますけれども、同時並行としてこの事業と分担金徴収条例を出させていただいたというふうに理解していただければというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 16ページの真田グラウンドの調査委託料ですが、ここに資料がありますけど、面積的にはどのぐらいの面積があるのでしょうか。それと利用目的が駐車場でよろしいのですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 真田グラウンドの用地の取得でございます。真田グラウンドの整備につきましては、今までサッカー連盟のほうから要望が出ております。それで、議会のほうへも陳情書が出されて、採択をされておると思いますけど、その内容の中にサブグラウンドと駐車場の項目が入ってきまして、今回そのサブグラウンドと駐車場の用地として取得をしたいということでございます。

議会の採択を受けて、用地が出ないとちょっと整備ができないということで、ちょうど圃場整備の時期と重なっております、その中で用地が生み出せればということで建設水道課のほうに協議をしております、ようやくそのめどが立ったといったところで、創設換地、異種目換地になるのですけれども、その中で公共地を取得できる方法があるということで、今回こういった形で不動産鑑定をして、それを圃場整備の換地の中で町が取得できるような方法でやりたいということでございます。

同じようなことを、立河内でですね、県のほうがやられた、道路用地でやられたようでございますけれども、そういった形で先行して用地を取得して、なるべく早めに整備を進めたいと、圃場

整備が終わるまでに着工したいというようなことでございます。

それで面積につきましては、今、従前地の状況で、23筆該当地がございまして、一応1万7,603平米、約1丁7反ということで、今計画を進めておるところでございまして、これから具体的に話を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので、日程第39、議案第84号、平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第40．同意第15号

○議長（安永 友行君） 日程第40、同意第15号、吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第15号でございます。

吉賀町功労表彰者の選定同意について。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により、議会の同意を求める。

平成30年9月7日提出。

吉賀町長、岩本一巳。

別紙をつけておりますが、ごらんのとおり22の個人団体の皆様を表彰したいということで、準備をしている案件でございます。詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長からの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、同意第15号、吉賀町功労表彰者の選定同意について、御説明申し上げます。

最初に、参考資料の27ページをお開きいただければと思います。資料は27ページから29ページにかけて掲載しております。こちらには表彰条例、それから規則、そして審査基準要綱を掲載しておりまして、まずはこちらのほうの概略を説明させていただきたいと思います。

資料27ページの上からまいりますと、まず表彰条例ということで、第1条にその目的が定められております。町勢振興に寄与し、その功績または善行が顕著な者を表彰する。これを目的とする。そして、第2条、それから第5条までにかけてまして、その表彰の種類、そして区分、それ

から第7条から第10条にかけまして、審議会、表彰者の決定、表彰の方法、そうしたものが定められているところでございます。

それから27ページの下段には、条例で定められている審議会規則が設けられておりまして、ここでは審議会の構成についてお示しをさせていただいているというところでございます。

資料をおめくりいただきまして、28ページです。こちらには、表彰審査基準要綱ということで、その抜粋を載せております。第2条に表彰区分、そして第3条には在職年数の計算、そして第4条には表彰される方々の推薦に当たっての手続的なこと、そして別表として、こういった分野からそうした方々を推薦いただくのかというところで、基準要綱として設けているというところでございます。

今申し上げました表彰条例、それから規則、そして審査基準要綱、これらにのっとりまして、これまで選考作業を進めてまいりました。本年7月に、関係団体のほうへ推薦依頼を行っております。そして各団体から推薦された方々につきまして、8月17日に町長から表彰審議会に諮問をさせていただいております。そして同月、8月ですけれども、24日に表彰審議会のほうからその答申を町長へいただいたという、こういう手続の流れを経ております。本日のところでは、その結果をもって同意議案といたしまして提出をさせていただいたという、こういうことでございます。

そうしますと議案のほうに戻っていただきまして、議案別紙の功労者名簿のほう、ごらんいただければと思います。

それぞれの功労者の方々を読み上げてまいりますけれども、各表彰者のその功績内容につきましては、この名簿の右側の内容欄のほうに記載をしておりますので、それぞれ御確認をいただければというふうに思います。

まず条例第4条の第1号に規定するところでの該当者といたしまして、元町長の中谷勝さん。それから選挙管理委員会の田村惇さん。そして第2号該当者、産業経済功労として水津富子さん、吉本孝さん。次に、保健医療福祉功労として、吉賀町食生活改善推進協議会六日市支部、それから希望の会、そして尾崎明美さん、齋藤文人さん、植木由美子さん、鶴永薫さん、右田巧さん。次に、教育功労として、野村定男さん、田原久子さん。次に、文化功労として、白谷神楽社中。次に、スポーツ功労として岩本晋之介さん、ボニートテニスクラブ。最後にその他の功労といたしまして、堀江房子さん、久保佐登子さん、寺戸孝臣さん、下瀬長利さん、吉賀町連合婦人会、ひがな花まつり実行委員会というところでございます。

同意第15号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） この方々の選定ですが、こういったメンバーでこういった内容で選定されましたか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まずこういったメンバーでというところでございます。これにつきましては、先ほどお示しをいたしました参考資料の２７ページの下のところです。表彰審議会規則の抜粋ですけれども、第２条にその組織構成が書いてございますので、そこに書かれている方々で審議会を構成して、御審議をいただいたということでございます。

それからこういった内容でということですが、資料としてはお示しはしておりませんが、この審査基準要綱等に、各団体から推薦調書という様式にその推薦したい方を書いていただいて、提出をいただくということになります。その推薦調書には、こういった分野で、その方がどのような経歴を持ち、そしてそういう功績内容をあらわした上で、各団体から推薦をいただくということになります。その推薦調書を見ながら審議会のほうで審議をいただいたという、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） ２７ページの、ここに組織、委員と書いていますが、このことを言ったのですけれども、この中に識見を有する者と、これはこういった方を言いますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） このたび、お願いした方々につきましては、商工会の会長さん、それから連合婦人会の会長さん、それから社会福祉協議会の事務局長さん、そして小中学校の校長会がございすけれども、その校長会の会長さん、この４人の方に審議委員としてお願いをしたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） ちょっとしつこくて申しわけない。審議というのは１度のみですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の審議の経過について申し上げます。皆さんにお集りいただきまして、審議をしたのが１回です。その審議の過程の中で、幾らか審議委員の皆さんから、疑義ではないですけれども、整理をすべき事項が事務局のほうに与えられましたので、そうしたことを整理した上で、私どものほうが各委員さんのお家にお伺いして、いわゆる持ち回りのような格好で審議を終了させたということでもあります。したがって、それも含めれば２回の審議を経たと

いう、こういう格好になるかなと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第40、同意第15号、吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、日程第40、同意第15号、吉賀町功労表彰者の選定同意については、同意することに決定をしました。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会にします。御苦労でございました。

午後4時16分散会
